

資料

沖縄法政研究所フォーラム 第19回公開シンポジウム
「ジェンダー平等、その先へ」
—自治体に求められる男女共同参画条例—

開催日時：2021年4月10日(土) 13:30～17:00

開 催：オンライン (Zoom ウェビナー)

■基調報告 自治体に求められる男女共同参画条例

講 師：新垣 誠 (沖縄キリスト教学院大学教授)

■シンポジウム 男女共同参画条例 ジェンダー平等、その先へ

パネリスト：

砂川 秀樹 (文化人類学者・博士(学術)・ゲイアクティビスト)

前泊 美紀 (那覇市議会議員・沖縄法政研究所特別研究員)

新垣 誠 (沖縄キリスト教学院大学教授)

【シンポジウム概要】

2020年6月29日、宜野湾市議会定例会は「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」案を野党と中立の議員(11人)が賛成する中、自民党系与党議員の反対多数(12人)で否決した。同市議会では性の多様性について、「(多様性の部分は)上位法が無い」、「(多様性の)解釈は慎重な議論が必要」との意見が出された。宜野湾市は宜野湾市男女共同参画会議に条例案を再諮問し、答申では名称に「多様性」の文言が省かれ、「男女平等」が「男女共同参画」へと改められた「宜野湾市男女共同参画推進条例」となり、当初案にあった性自認や性的指向の文言やヘイトスピーチを禁止する項目なども省かれた。

今日、文部科学省の通達では性同一性障害に係る児童生徒への配慮ある対応が求められており、厚生労働省は2017年の改正男女雇用機会均等法の指針で「性的指向や性自認にかかわらずすべての人がセクハラの対象になる」と明記した。昨年末

2020年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、セクシュアル・マイノリティに対するハラスメントの防止に取り組むとされている。

他方、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数2020」で日本は153か国中121位となり、日本政府が2020年の達成を目指していた「指導的地位に占める女性の割合30%」は未達となり、2030年代に繰り延べられた。

ジェンダー平等への取り組みとあわせて、性的指向や性自認にかかわらず個人が能力を發揮できる真の多様性を尊重する社会の実現に向けて、これからの時代に求められる条例を含め、自治体におけるジェンダー平等の施策について広く議論する機会とする。

■開会あいさつ

佐藤 学（沖縄法政研究所所長）

ご視聴の皆様、本日はありがとうございます。毎年、通常は大学の教室で市民の皆様をお招きして開催するシンポジウム、あるいは講演会が、昨年度からオンラインでの開催になっております。今日は「ジェンダー平等、その先へ」をテーマに学問の世界、また自治体の現場、あるいは市民社会で活動、活躍をされてこられた3人の皆様にお話を伺えることになりました。私自身、たくさんのことを学べる実りのある学びの機会をいただけたと期待しております。

それでは以後、基調講演からそれぞれのご発言、シンポジウム、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○司会進行（研究支援助手）

佐藤所長、ありがとうございました。

では、これから基調報告、シンポジウムと続いてまいります。最初に基調報告、「自治体が求める男女共同参画」です。お話しいただくのは、宜野湾市男女共同参画会議会長を務めていらっしゃいます、沖縄キリスト教学院大学教授の新垣誠さんです。新垣さんは、宜野湾市だけではなく、沖縄県、また沖縄市やうるま市、南風原町、南城市、那覇市と、県内各市町村の男女共同参画審議会・懇話会などの委員を務めていらっしゃいます。そもそも条例とは何かということから、男女共同参画、宜野

湾市の経緯などについてお話を伺いたと思います。では新垣さん、お願いいたします。

■基調報告「自治体が求める男女共同参画」

新垣 誠氏(沖縄キリスト教学院大学教授)

皆さん、こんにちは。よろしくお願いたします。今回、この宜野湾市の条例についてご報告させていただくのですが、先ほど親川さんからのご紹介でもありましたけれども、県内8市町村、沖縄県も含めて男女共同参画審議会・懇話会などの委員を務めております。正直申しまして、宜野湾市の条例のことを報告するに当たっては、ちょっと気の重い報告になると思います。というのも、私たちが当初、思っていた条例案というものごが否決されまして、それに関しては非常に長いプロセスがありました。一回否決された案を再上程するというごで、そこには様々な、ここでは言い尽かせない過程があったわけですが、今日は皆様に分かりやすくかいつまんで、今まで宜野湾市で起きたご、そして、これから先のごも含めてご報告させていただきたいと思ひます。

近年、政治家の失言から女性差別的な発言、あとはメディアのCMとか、報道ステーションのCMの問題とかいろいろありまして、やはりジェンダー平等意識というものが高まってきたような気もします。それに加えて、札幌地裁の同性婚を認めないごに対する違憲判決とか、浦添市の性の多様性に特化した条例の制定、あと沖縄県の性の多様性尊重宣言、こういうのもあって、単にジェンダーだけではなく、性の多様性というものに対する意識の高まりというのも見えてきました。昨年度、男女共同参画社会に関する沖縄県県民意識調査というものが行われたわけですが、実は、このごに初めて性の多様性に関する質問が盛り込まれました。そうすると性の多様性は尊重すべきであると。そして、その性の多様性に関する理解に努めると、努めたいという意見が7割を占めました。同時に、当事者とお答えになった方々の中の約8割が偏見、差別を受けたごがあり、それによって苦しんでいるという、そういう結果も出ました。こういう県民意識の高まりを受けて、沖縄県としては性の多様性尊重宣言をする運びとなりました。

そうであれば、沖縄県内、各市町村でもこういう性の多様性、ジェンダー平等に

関する意識が高くなってきたのではないかという一つの推測も成り立つわけですが、今回は、この宜野湾市の報告においては、やはりそうではない一面も見えるということで、何が一体、私たちが向き合っているテーマなのか、課題なのかということも考えてみたいと思います。

まず、条例という話ですが、条例というのは地方分権、地方自治という流れに基づいて、いわゆる各地方公共団体が自分たちの自治権というものに基づいて、国は国で法律があるのですが、それとは別に自分たちの法を求めて定めるといふ、そういう仕組みになっているわけです。多くは議会のいわゆる議決によって、今回の宜野湾市の条例もそうですが、制定される自治立法というものがあって、それは今回、宜野湾市だと宜野湾市の中ですよ。その自治体区域のみで効力を有するということですね。そういうものが条例となります。今、私は那覇市の自宅から話をしていますが、ナーファンチュであるということと、いわゆる那覇市民ということの違いというのは、やはりナーファンチュというのは那覇に生まれ育って、ここに愛着があってということになると思うのですが、那覇市民となると、その地方自治体において様々な、守らないといけない定められたルール、ごみ出しから始まり、迷惑条例というのもありますし、あとはこういう男女共同参画推進条例みたいなものも、やはり市民としての責務というものがあり、それを知りながらこの自治体に住むという、そういう意識が必要となってくるわけですよ。この条例の中にはいろいろあって、例えば罰則を伴う条例、迷惑防止条例の中にはそういうものもあります。そして、今回のような男女共同参画推進条例、こういうのはどちらかというと理念条例ということで、罰則自体は、罰則規定はないのですが、こういうことをこの自治体に住んでいるみんなで、こういう意識を持って、みんなが住みやすい街をつくっていくと、そういうものですね。今回もそうです。宜野湾市において何で条例をつくったかというのは、一つは各市町村自治体には様々な行動計画、プランというのがあります。男女共同参画、いわゆる推進計画みたいなものが、宜野湾市ももちろん計画を持っていて「はごろもぷらん」とよばれ、既に第3次の計画が進行しています。

しかしながら、宜野湾市は県内の11市の中で条例制定が一番遅いと。これは理由を聞かれると、なぜかという、特に大きな理由はないというふうに思います。

庁内の様々な都合とか、あとは担当部署の方々の仕事の量とかいろいろあると思いますが、結果的に最後になり、それでも宜野湾市というのは、今まで県内の男女共同参画のランキングでは、かなりトップをずっと走ってきたわけです。それには女性議員の数とか、庁内における女性管理職の数とか、様々な指標があるんですけども、そういうので宜野湾市はそんなに遅れている市ではなかったんです。しかしながら、市民に分かりやすい条例をつくるということで、市の取り組みというものを広く市民に示すことができます。あとは、その条例というものと、さっき言った「はごろもぶらん」ですね、この行動計画というのが密接に結びつくことで、なぜこういう施策を行うのかということをちゃんと説明するための条例という、そういう位置づけができるわけです。2年ほど前ぐらいから、それに取り組むための準備が開始されました。宜野湾市の男女共同参画会議のメンバーは11人で構成されていますが、条例をつくるためにその内の5人が中心となって作業部会をつくり、素案を作成しました。

県内の市の中で最後ということで、これはちょっと今の時代に合わないといけないうことを私たちは強く意識しました。今、この段階で制定される条例というものを全国的に眺めてみると、もう様々な変化が見られるわけです。1999年の男女共同参画社会基本法から今に至るまで、国の内閣府の意識も変わっていますけれども、特に男女共同参画推進とか、男女平等とか、あとジェンダーとか、性の多様性とか、こういうテーマにおいては国際社会の変化、日本国内の変化もあり、すごい勢いで次から次へとアップデートされているわけですね。なので、今の時代に合った条例をつくるべきだと。しかも宜野湾市というのは、沖縄県内でも男女共同参画が進んでいるほうだと。そうなると、最後の市として、そして男女共同参画が進んでいる宜野湾市として、恥ずかしくない条例をつくるべきだということになりました。

今回、この条例を取り組むに当たって、いわゆる事務局のメンバーですね、宜野湾市の市民協働推進課のメンバーと一緒に作り込んだわけです。先ほど申しましたように、私は8の県内の地方自治体で男女共同参画の行政に関わっていますけれども、宜野湾市の担当の事務局メンバーというのは、本当に群を抜いてやる気に満ちていて、しかも優秀で、その準備から下調べから、すごく真剣に取り組んでいた

できました。今回、救われたのは、事務局メンバーの方々の熱い思いと、本当に真剣な取り組みがあったからです。そして、先ほども申しましたように、この作業部会で一番初めにつくったのが、「男女平等及び多様性を尊重する平和な社会を実現する条例」という名前でした。これは第一案です。これはあまり社会に出ていません。実は作業部会でこの案をつくって、委員会にかけました。そこで可決されたのですが、その後、事務局調整があったわけですが、ここでまず1回目のダメ出しが入りました。何に入ったかということ、皆さんが恐らくパブリックコメントで知っている条例名と違うのは何かということ、平和という言葉が入っていたんですね。男女平等及び多様性を尊重する「平和」な社会というのが入っていました。そうすると、平和とはどういう意味だと。まずは米軍基地を抱える宜野湾市において、平和という言葉が意味するところは非常に多様だぞと。これは議会で通らないと。まず、そういうことで「平和」という言葉は、ぜひタイトルから削ってくれという要請がありました。私たちの中の平和という言葉に込められた思いは、男女平等もそうですし、性の多様性もそうですが、こういうことを推進することによって、どういう社会のイメージかといったら、やはり平和な社会というイメージがあるわけです。なので、ぜひこの言葉を入れたいと思ったのですが、これがまず削られるということになります。そして、男女共同参画という言葉を使わずに、男女平等という言葉を入れた理由としては、1999年の基本法ができたときに、これは実は議論が起きたんですね。いわゆる法律の名前に男女平等と入れるか、それとも男女共同参画とするかということで割れました。与党・野党で割れて、結局は与党案が通ったんですね。いわゆる自民党案が通って、男女共同参画という言葉になりました。この男女共同参画というのは、「参画」というのはどういうことかということ、意思決定のプロセスに入って、そこでその決定のプロセスの中でちゃんと意見を述べていく。その参画していくというのがそういう意味なのですが、参加と参画の違いというのは、そこでちゃんと意思決定のプロセスの中で意見が反映されるということがあるのですが、考えてみれば行政用語、男女共同参画という行政用語。一般社会、一般の人たちにはなかなか浸透しづらいという、画数が多すぎて、しかも漢字がバーッと並んでいてよく分からない。しかも、この言葉、いわゆる意思決定のプロセスに入るところはまだいいのですが、それ以外の、例えば女性に対する差別、女性に対

するDVを含む暴力、あとは社会の中の構造的暴力。こういうものについては、なかなか見えづらいですよね。なので、私たちは強く人権というものの意識を込めるために、未だかつて実現されていない男女平等という言葉にこだわり、これを入れました。

もう一つ、多様性の尊重としたのは何かというと、この世の中には、いわゆるジェンダーで分けられる男女のみではないわけですよね。それ以外のセクシュアリティの人たちがいるということ、それも含めて入れたわけです。

ここで問題意識としては、片や、その多様性という言葉の中に、いわゆる男女の、今、社会の中にある不平等、差別、偏見、そういうものを埋もれさせてはいけなさと。確実に男女という枠の中で差別は存在し、抑圧は存在する。なので、男女平等という言葉は、まだまだ人権意識としては存在するべきだということと、その中には包括されない、その中だけでは扱うことのできない性の多様性の尊重というものが入ってくる。なので、今回私たちが選んだタイトルは、この2つを併記するという、そういう名前前で条例案というものをつくりました。

そして、その後1回目の上程で市長に答申を行って、それで市長は了承し、その後、議会にかけたのですが、6月29日の議会で否決されました。これも微妙で11対12ということで、賛成派のいわゆる中立派、公明党とか様々、そういう人たちも含めて賛成だったんですよね。主に反対された12人というのは、いわゆる自民党の議員の方々なのですが、ここでいろんな突っ込みができました。それで私もその後6月12日、参考人として委員会からの出席を要請されて、証人喚問ですね。どういう経緯でこんな条例になったのか説明しろということで、委員会の会長として呼び出されました。そこで様々な意見が出てきたわけですね。まずはタイトルについて、「そもそも諮問されたのは男女共同参画推進条例という言葉ではなかったのか」と。何でそこで男女平等やら、性の多様性やらみたいないわゆる多様性を尊重するという言葉。「こんなのは諮問の時点で入っていないのに、何でそんなの入れるんだ?」「性の多様性という話が入っているんだけど、これは例えば那覇市や浦添市のパートナーシップ制度と非常に似ているけど、どう違うんだ?」といった質問をされたときには、まず「えっ?」って思いましたよね。なるほど、そこに一つ警戒しているものがあるんだと。つまり、性の多様性というものを入れたくない

んだなというのは、すぐさま、その辺のところから感じ取れましたね。それ以外にも、タイトルには性の多様性とは書いてないわけですよ。男女平等及び多様性を尊重すると。これもちょっと戦略的なところもありました。でも内容としては、随所に性の多様性が入っているという形なので、「多様性、多様性って言っているけれども、これは性の多様性も含むんですか」という話でした。「はい、それも含まれます」と。私たちが一番初めの条例の中に、第2条の定義の中で性別等という言葉を使ったのですが、その意味として「身体の性、性自認、性表現、性行動及び性的指向」のことをいうんだよということを言いました。「これがパートナーシップを推進しようとしているのではないのか」という突っ込みがまたあったわけですよ。「その多様性を尊重するとありますが、これはLGBTを意識しているんだろう」と。「であれば、何で別々の条例をつくらなかったのか」と。要するに男女共同参画の条例は置いといて、別に性の多様性の条例をつくれればいいじゃないかみたいな、そういうことを言いたかったのだとは思いますが、それをやろうとしても、それが通ることは恐らくなかっただろうなというふうに私は感じました。要するに、男女共同参画推進条例というもののの中に性の多様性の要素を入れてくれるなど。そこにある前提は、あくまでも男女のみだ。この世の中には男と女しかないという、そういう考えに基づいての発言だったろうなというふうに私は捉えております。

先ほども言ったように、「タイトルを男女共同参画条例と変えたほうがいいんじゃないのか」とか、「多様性って本当に尊重するのか」とか、ちょっと聞かれても困るような話があったりとか。あとは、いわゆる性別等とか多様性とかって書いているけれども、定義を細かくしてはいるのですが、「これは拡大解釈されるおそれがあるんだけど、それはどうするんだ？」とか、そういうのもありました。この辺はあまり質問の意味が分からないんですが、あとは、性の多様性に関しては、ありがちな考えとして、例えばバイセクシャルの人が結婚した場合は、「同性を好きになることが違法でなければ、結局は家庭が崩壊するんじゃないのか」みたいなそんな…。そうですね。これは本当に偏見、差別甚だしい感じですが、普通に異性愛者の人たちで、沖縄の離婚の原因の一つは男性の不倫ですので、普通に不倫して家庭を壊す人たちは沖縄にもたくさんいるわけであって、これは全く性の多様性とは関係ないというふうに思うんですが、こういう問題意識での質問というのが多かった

ですね。あと、いろんな責務を示しているんだけど、「市民って誰のことだ？」とかという話もあって、「これは外国人も含むんだろうか、どうなのか」みたいな。外国人のことや性の多様性、いわゆるセクシャルマイノリティのことは別の条例で定めるべきであり、男女共同参画というフレームの中では、枠の中では定めるべきではないのではないかと、そういうことが質問の大きなポイントだったんだろうなと思います。

あと、女性に対する積極的改善措置という話があります。これは、私たちは全ての人ということで、様々な民族や、もちろん性もそうですけども、それでも不利に置かれている人々ということを前提としました。そうすると、「やっぱりLGBTも入るのか」とか、「いや、もちろん想定しています」ということを言ったのですが、それに対する懸念を示されたりとか、あとは、革新的試みの一つとして、ヘイトスピーチという言葉盛り込んだことがあります。そうするとやはり質問で来たのが、「いわゆる罰則規定を設けるのか」という話ですよね。

このように様々な質問が来ました。例えば「上位法がない」とか、先ほども言った、「男女平等という言葉が古いんだ」とか。「多様性は危ない」とか、「性の多様性という話は別のところで議論しろ」とか、いろんなことを言われたわけですよね。しかしながら、上位法がなくても、実は条例というのは全然制定してもオーケーなのですが、そういうことであるとか、あとは、この性の多様性の話と、いわゆる男女共同参画という話なのですが、何でこれが一緒になっているのか。盛んに「これは別問題だろう」、「関係ないだろう」という言われ方をするわけですが、でも歴史的に見ると常に、例えば1970年代のアメリカにおけるフェミニズム運動と、例えばレズビアン運動というものは引かれ離れ、引かれ離れみたいな、両方存在しながら、いわゆるフェミニズム運動が、いわゆるレズビアン運動をどう扱っていいか分からなかったりとか、排除しようとしたりとか、様々なこういう関係があるわけですよね。

あとは大きな流れとして、戦後、いわゆる国連憲章ができ、世界人権宣言がなされ、そういう中でももちろん男女の平等が謳われるわけですね。女性というものは、やはり差別を受け、偏見を持たれているわけなので、じゃあ、どうやって救済するかということが国際社会の一つの流れになります。なので、女性がいわゆる福祉の対象

として見られて、その中で女性を救済するためのプロジェクトというものが国連を中心に動いていくわけですが、そのうちに1980年代、90年代ぐらいになると、いわゆる女性というものは単なる受け身で救済される立場でしかないのかという話になってくるわけですよ。ここから女性のエンパワーメントという言葉が出てきて、その内発的な力というものを引き出すと。女性がそもそも持っている力を引き出すという考え方であったり、あとは、その男女平等という考えに代わり、ジェンダー平等という概念にシフトしてきます。つまり、男性も女性と同時に変わっていかないといけないということで、このジェンダーという概念が中心になってくるわけですね。

じゃあ、ジェンダー平等というものが、もちろん日本国内でも謳われるわけですが、そのジェンダーというのを考えた場合、その男らしさ、女らしさはどうあるべきかとか、その男らしい行動とか、女らしさの規範の中には、やはり男性は男として女性を愛するべきであるし、ここで今、性的指向の話が出てきますよね。もう一つは、その自認の問題もそうですけれども、男らしさ、男らしい服装とか、男らしい行動とか、男らしい考え方とか、そんなのがあるわけですよ。そう考えてくると、もちろんジェンダー規範というものは、いわゆる異性愛者、つまりは、例えば自分だと男性という性自認で、性的指向が女性に向くという異性愛者ももちろん苦しめますけれども、同時に様々な性の多様性のバックグラウンドを持っている人たちにも影響を及ぼして、その人たちも苦しめるわけなんですよ。なので、このジェンダー平等という話と性の多様性という問題は、ここでその関連があるので、どうしても男女共同参画という枠の中で扱われてくるという歴史的経緯があります。そのジェンダーという話と、例えばセクシュアリティという話をどこまで一緒に話すのかというのは、後ほど砂川さんにそのテーマは譲るとしても、様々な複雑な課題を生み出すというのはあります。そういう議論はあるにしても、先ほどの私が証人として呼ばれているいろいろ質問されたときの、「その性の多様性というのは全く別の話じゃないのか」と。「上位法もないし、関連もないし、国もそんなこと言ってないだろう」とみたいな話では全くなくて、実は性の多様性の話というのは、もう国の計画にも盛り込まれているんですよ。

いつ国の男女共同参画基本計画の中に性的マイノリティの話が入ってきたかとい

うと、平成22年の時点で国は第3次男女共同参画基本計画を出しているわけですが、その中の第8分野で「男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や、性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点から配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める」というのがもう既に文言として入っております。

その後、平成27年の第4次計画においても継承され、ここでも「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や障害があること」、「さらに性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実されるとともに」という文言が入っております。なので、もう既に国のほうでは、性的指向という文言を盛り込んで、もちろん性の多様性のことに対して取り組みを始めていたということです。

今回出た第5次計画（令和2年12月25日閣議決定）、第6分野（貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重）ですが、ここにおいても、「性的指向・性自認」、SOGIの文言が入っています。性的思考と性自認（性同一性）と書いてありますが、こういうものを見ると、既に国のほうの取り組みとしては始まっているということであり、上位法がないという指摘は当たらないのではないかというふうに私は思うわけですね。

宜野湾市の男女共同参画計画「はごろもぶらん」では、「人権の尊重と男女平等社会の構築」という基本方針1があり、目標5の中に「多様な性の尊重」というのが既に入っています。これは2015年に策定されていて、市は「多様な性の尊重は、お互いの性の理解を深め、それぞれの望むライフスタイルへの共通認識として、大きな役割を果たします。一人ひとりの望むライフスタイルが話し合われ、お互いに尊重し合えるように、生命・人権の保護、個人の尊重を前提とした学校教育や社会教育、各種団体の研修などを図っていきます」と既に記しています。つまり、市は計画の中で「性の多様性の尊重」に言及しているといえます。

もう一つ、さらに追い打ちをかけると、2010年（平成22）に「宜野湾市は男女共同参画都市宣言」を定め、宣言文の中で「わたしたちは、性と生殖に関する理解を高め、多様な性を尊重しつつ、健康な生活が保障される、安心な“じのーん”を創ります」とあるんですね。これを考えると、なぜ今さら性の多様性を含んだ条

例を否決するのかというのが、さっぱり理解できないということなんですよ。

結局、この後どうなったかという、否決され、ある意味、否決されたので、普通、再上程はあまりするものではないのですが、事務局の方々としては、どうにか議員を説得して、これもちょっと変な話かもしれませんが、とにかく再上程して、条例制定までどうにかこぎつけないかという話でした。そうなってくると、あとは私たち委員会のメンバー、そして事務局サイド、そして議会というこの三者を巡って、そこで様々なドラマが展開されることになるわけですが、その中でじゃあ、いろいろ変えろと。タイトルを変えろとまず言われたので、タイトルを変えないとまず通らないということだったので、「じゃあ、しょうがない。タイトル変えましょうか」と。「このタイトルでは市民には伝わらないと思うんですけどね」と思いましたが、「条例のみならず、計画自体があまり理解してもらえていないのに、この条例案で行きますか」みたいな、そういうやりとりもあったんですけども、それで行くという話になり、名前を変え、あとはヘイトスピーチというのがあまりにも今、川崎の例を見ていても、やはり罰則するかどうするかというのがあるわけですよ。自分たちにすると、やはり性的マイノリティの人々というのは、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムのターゲットになるんですよ。そういう意味から人権侵害を禁止するという意味から、私たちはヘイトスピーチという言葉を入れたかったのですが、それを入れるとだめだということになりました。

あとは、私たち1回目の上程をした後に、逐条解説をいっぱい出しました。すると、それ自体に対する批判がいろいろ条例制定に反対派の人たちから来たりとかして、それに対する突っ込みも来ました。挙句の果てには陳情書みたいなのが市民から寄せられるということもありました。ひどいのは、陳情書の文とかにあるんですが、逐条解説の中に性的指向、私たちが書いている性的指向、これに対する説明が「性欲の対象は誰でもなんでも構わない」と。甚だしい誤解ですけども。これもそうですが、「性自認にも関しても、男性でも自分が女性であると言えば女性であり、その逆もある」と。何だろう、本当にちょっと途方に暮れてしまうような、そういう反対の声が上がってきた現状がありました。

その後、この条例案をどうするかということで、再上程するためには議員との調整もある程度必要になってくるなという話になり、ここで本当に事務局の皆さんに

は骨を折っていただきました。

しかし、反対されている議員の皆さんが言っているとおり修正すると、やはり今度は委員会の私たちが納得できないんです。じゃあ、どこに落としどころを設けるべきかということで、長い間の調整が何度も何度も続くということになるわけですが、そういう中で、例えば私たちは「性別等」といって、性別等とはどういう意味かというのを一番初めの案では性の多様性の話を説明していたんですね。でも、「この性別等の等を抜け」と、「性別だけにしろ」と。そうなってしまうと、性別という言葉からのイメージは、男と女しかいないわけです。これはさすがに無理だと。これは委員会で議論したのですが、やはりパブリックコメントを見ても、前のものに戻してくれと。あとは、逆に昔のほうがよかったという声が賛成派の議員の方からも出てきたりとか、いわゆるウェブ上での署名の中からもあるわけで、委員会のメンバーでも本当に割れて、これはどうするべきかという、あのとき何時間話し合いましたかね。結論が出なくてと、ずっと話し合ったんですよ。ここでポシャってもいいとするか、それともどうにかこうにか通すか。でも、通せる内容で通るのかという調整がずっと続きました。最後は、これが会長預かりになってしまったのですが、自分はどうかと。事務局のほうからの話では、「性別等という文言では通る可能性は低いですよ」と言われたのですが、「いや、ここはどうしても譲れません」と。「なので、性別等で行きます」という話をしたんですね。その頃に、ちょうど国際女性デー、国際男性デーあったり、マスコミで様々な女性の力、いろんな特集が組まれて、そういう風当たりがあったのかどうかはよく分からないんですが、それで一応性別等という文言のまま通ることにはなりました。しかし、一番初めに自分たちが明記していた性の多様性、そして性の多様性はどういうことなのか、性別等とは何を意味するのか。こういう文言は全て原文からは削除されるということになってしまったわけですね。

先ほどのいわゆる証人喚問でどういう質問をされたかというのをまとめて考えてみると、やはりそこにあるのは何かというと、個人を尊重していこうという日本国憲法と、それではない、明治の憲法と言えればいいのか、明治の民法と言えればいいのか、要するに、個人ではなく、その日本の家制度を中心とした日本の「伝統」という名の下に、今、私たちが自分らしさというものを追求しようとしているときに、社会

規範だとか、日本のそもそもの伝統だとか、家の在り方だとか、そういうイデオロギーを持ってくる人たちの意見なんだなというふうに思いました。この家制度というのは、皆さんご存じとは思いますが、戸籍の制度を中心として、家父長制として成り立っているわけであり、これは男性のいわゆる家父長を中心として全ての権限がそこにあり、支配とコントロールの理論でもって家族のメンバーをコントロールし、そこからのDV、そこからの児童虐待という流れがあるというふうに私は思っています。また、この戸籍の制度、歴史を見ると、外国人、在日の人々に対する差別であるとか、そういうものにも関わってくるわけですよね。なので、今回の性の多様性、もっと具体的にいえば、同性婚の話とか、ジェンダーの問題でいえば、今盛んに議論されている選択的夫婦別姓のテーマというのがありますけれども、こういうのを認めてしまうと、いわゆる一部の反対派の人たちが考えている伝統的な日本の家制度というものが崩れてしまうだろうというところだと思います。議員の方々がいわゆるジェンダー平等推進に反対するものの一つとして、最近、見てもそうですが、やはり女性の政治参画と言うものに対して、あまりいい思いを持っていないのではないかという気がします。例えばマスコミなんかで取材された結果、県内でもそうですが、多くの男性議員が女性の政治参画に対して反対ではないと。でも、クオータ制の導入は反対だと。つまりどういうことかということ、それを導入すると自分の議席を失いかねないということですよね。そういうホモソーシャルな男性だけが集まって、自分たちの既得権益を守るような形がいまだに強く残っているのではないのかなというふうに思います。

今回、この条例というものを制定していく上で非常に大事なアクターというものは、一つはやはり首長ですね。首長がどれだけ思いがあるのか。もう一つは、それを支える与党議員。そして議会の賛成が得られるのかということですね。あとは、事務局の方々の熱量、そして委員会、審議会、いわゆる学識経験者やら有識者からなる、その会ですね。このアクターの連携がうまく行かないと、やはり条例というものはなかなか難しいんだなという印象を持ちました。

先ほど一番初めのところで言った県の意識調査を見ても、やはりジェネレーションギャップというのがもう明らかなんですよ。同性婚や、いわゆる性の多様性に対するそういうテーマですね。これに対する理解、認知度を含め、それを受け入れる

かどうかというのは、もう古い世代では難しいのですが、若い世代では明らかに、もうそれを受け入れましょうという、そういう雰囲気になってきています。ということは、今後、恐らく時代は変わっていきだろうと。ただ、これがもちろん、そのスピードが遅いという話にもなるとは思いますが、もうこの世代間ギャップを見ると、これは明らかに変わっていくと思います。

今回、もしこの企画に参加されている若い世代の皆さんがいたら、ぜひお願いですから政治に関わってください。投票に行ってください。自分の周りには議員や政治家が何を訴えているのかというのをしっかり見極めて、特にジェンダー平等の話とか、例えば性の多様性に対してどういう意見を持っているのか、それをしっかりと見極めてほしいと思います。そして、自分が見極めた候補に必ず一票を投じると、いうことをしてほしいと思います。それが恐らく議会を変えることであり、それが恐らく首長を変えることであり、それが恐らく、皆さんが住んでいる自治体を変えるということにつながると思います。以上です。ありがとうございました。

○司会進行

新垣さん、ありがとうございました。宜野湾市の条例制定の背景、それまでの経緯といったことについては、報道等で存じていたわけですが、改めて整理してお話をお伺いする中で、どういった解釈になっていくのかということ、その危うさを非常に感じました。性の多様性というだけで不必要に拡大解釈をしまい、不必要にバッシングの種になってしまうということはすごく危険だなというふうに思いました。

しかし、新垣さん、最後に若い人たちの政治参加、候補者を見極めるということは非常に重要だと改めて思っています。また他方で、若い女性たちが議員になるに当たって、それに対するバッシングやセクハラといった問題もあるということも含めて考えていきたいと思いました。ありがとうございました。

では続きまして、シンポジウムにまいります。シンポジウムは、男女共同参画条例「ジェンダー平等、その先へ」ということで、まず砂川秀樹さんにお話を伺い、次に前泊美紀さんにお話を伺います。その後、新垣さんに入っていただいでディスカッションとなります。ディスカッションの後に、質疑応答の時間を設けてござい

ます。ご質問がある方は、Q&Aにお寄せください。

既にご存じの方も多く、ご紹介は必要無いかとは思いますが、砂川さんを少しご紹介させていただきます。文化人類学者、研究者でもあり、またゲイ・ジャーナリストとして精力的な活動をされています。『新宿二丁目の文化人類学：ゲイ・コミュニティから都市をまなざす』（太郎次郎社エディタス、2015）や『カミングアウト』（朝日新聞出版、2018）など、精緻な調査研究に基づいた数多くの論考を、紙媒体のみならず、最近ではウェブでのご執筆もなさっていらっしゃいます。今回、宜野湾市の条例案否決に即座に、オンライン署名サイト change.org で署名活動のアクションを起こされたということで、当事者のお声を聞かせていただければと思います。では、砂川さん、どうぞよろしく願いいたします。

■パネリスト発言「多様な私たちが多様に生きられるために」

○砂川秀樹氏（文化人類学者・博士（学術））

よろしく願います。紹介ありがとうございました。新垣さんから宜野湾市のプロセスについて非常に詳細に語っていただいて、なるほどと改めて思った次第です。

私のほうは、自己紹介からずっとスライドを使いますので、スライドに移りたいと思います。

自己紹介のスライドです。ぱっと見て、大体こういうことをしてきたんだなということを知っていただければと思いますが、画面に向かって左側が、私が行ってきた主に市民活動の話、右側が研究の話です。1990年からH I V・エイズに関する活動に参加して、2000年に東京のレズビアン&ゲイパレードの実行委員長をやって、そのパレードの名前が変わって東京プライドとなるのですが、東京プライドの代表を務めたりしました。2011年に沖縄に戻り活動を始め、2013年にピンクドット沖縄というイベントを共同代表として始めたりもしました。その後、東京に戻っています。研究のほうは紹介いただいたように、ゲイ・コミュニティの研究を行ったりしながら、幾つか本を書いたりしました。現在は、厚労省の科研費の研究班の中で、男性と性行為をする男性やトランスジェンダーのセックスワーカー、セックスワークに関する研究に従事しております。

さて、今日の内容なのですが、新垣さんが詳細に話してくださったのですが、宜野湾市における条例案の否決と、それに対する署名活動の話をし、同じ年に起きた足立区の区議会議員のある発言問題とその後の顛末、そのことと宜野湾市で起きたこととの比較みたいな話を少ししたいと思います。もう一つは、先日発表された沖縄県の性の多様性尊重宣言についてちょっと気になるところがあったので、そのことについて触れて、最後に社会を変えていくためにどういうことが必要なのかという話をしていきます。

まず、宜野湾市での条例案の否決と署名活動についてですが、新聞記事では一部の議員が性的指向という言葉を問題にしたということが記事になりました。記者の方がよくそのことを拾ってきてくれたなと思います。そのことで私もオープンリー・ゲイとして、ゲイであることを公表して活動している身として、それはどうなんだろうということを思って署名活動を始めるわけです。条例案が否決されてすぐに、change.orgで署名活動を始め、それともう一つ、団体に呼びかけて連名をお願いした署名がありました。それはレインボーアライアンス沖縄と、やはり沖縄で活動しているていだあみという、ピンクドット沖縄と一緒に活動した人たちがやっている団体の、2団体に呼びかけをして、いろんな団体にその抗議文に対する賛同、連名を求めました。私は最初の自己紹介でも申し上げたように、実は今、東京に住んでいるんですね。5年前に東京に戻ってきましたが、その立場から、この宜野湾市で起きたことに関して署名活動を行うということにはためらいもありました。それでも一応、レインボーアライアンス沖縄という団体の代表も続けているので、沖縄に関連はあるんですけども、現在そこ住んでいない者として、どうしたらいいのかなという思いはありました。ただ、それでも声を上げたのは、一つは、もちろん私自身が沖縄で活動をして、ピンクドット沖縄というイベントを始めて、沖縄のLGBTをめぐる状況を大きく変えたという自負があるのと、一緒にその中で運動してきた人たちは沖縄に住んでいるからです。当然自分自身がLGBTのいずれかであるマイノリティの人たちがたくさんいて、その人たちのことを考えると、やはり声を上げざるを得なかった。沖縄に住むと、いわゆる狭い意味での当事者、LGBTQのどれかであるという人たちは声を上げにくい状況にあるのも知っていたので、そういう中で沖縄で活動もし、沖縄出身でもある私が声を上げるべきではないかと思いました。

もう一つは、もちろん宜野湾市議会でのことは宜野湾市のことなんだけれども、その中で条例案の中に含まれていた性的指向とか性自認とか、そういう言葉が問題化されて削除される、あるいは否決されて、削除されるということになるならば、それはもう市だけの問題ではなくて、それこそLGBTQの人たち、いろんなところに住んでいるその人たちに対する否定的なメッセージでもあるわけですね。元々はLGBTQという言葉は使われていませんが、性的指向、性自認などのマイノリティも同じように平等に扱われるべきだという、そういう理念を持った条例案だったわけです。その中の性的指向、性自認等々の言葉が問題視されるならば、それは平等に扱われる者として見られていないということですよ。そういう見解が公表されたわけです。そういうものに関して、声を上げないわけにはいかないというふうに思いました。

条例案の変更について図示しました。向かって一番左側が、最初に否決された条例案です。真ん中が、その後出された案ですね。最終的に決議されたのが、一番右側の文章です。当初、ここにあるように、新垣さんもおっしゃったように、性別等と書いて、性別等に関する語句の説明があったわけですね。その中に性自認とか性的指向とかという言葉が入っていた。そして、ヘイトスピーチについても入っていた。否決されたその次に出された案では、性別等は性別になり、説明は本文の中にはない。ただし、逐条解説の中で性別についての説明があり、その中に性自認とか、先ほどの説明のように、性的指向というが入っていた。その逐条解説が、反対派によって攻撃されるという形になりました。ちなみに、その反対の、とても活発に活動している人たちは統一教会の人たちです。これははっきりしていることです。その人たちもちろん声を上げる権利があると思いますが、どういう人たちが反対しているかということは、やはり知っておくべきだと思います。そして、最終的には、性別等の「等」を残すように新垣さんたちが頑張っていたいただけですけども、結局は、その性別等の内容については説明されていないので、それが何を指しているかは分からない。結局、性自認とか性的指向とかいう言葉はないわけですから、その言葉を削除したかった反対派の人たちにとっては成功した結果になっていると思います。

実は、その条例案が出るたびにパブリックコメントの募集が行われたわけですけども、特に最終段階のときに、その前からそうだったんでしょ、住所とか名前の記載が必要で、自分自身がLGBTQのマイノリティの人たちには、大きなハー

ドルとなったなと思っています。住所も詳細に書くようになっていました。自分がLGBTQなのだに触れずに書くことはもちろん可能なわけですが、それでも自分がそうである人たちには、自分の名前と住所を、人が見るところに送るということは非常に心理的なプレッシャーがあることなんです。なので、非常に送りにくかったと思います。

もう一つ、パブリックコメントに関して指摘しておきたいのですが、そのパブリックコメントを提出できる人として、もちろん住んでいる人とか在勤者とかがあるわけですが、その中に在学者というのが明記されていなかったんですね。このことは私が金沢大学の岩本健良准教授からメールをもらって、「在学者が載っていませんよ」と言われて、「ああ、そうだったのか」と。それまで気づかなかったんですね。そして、岩本さんは市に問い合わせを送ったそうです。「在学者が記載されていませんよ」と。でも、返事がなかったらしいんですね。その後、地元紙、地元の沖縄県の新聞の人とつないでほしいと岩本さんから言われたので、何人かにつないだら、宜野湾担当の記者の人が宜野湾市に問い合わせをされました。結果、「在学者は『その他』に含まれているんですよ」という返事だったらしいんですが、それって何かおかしいことですよ。その他というのは、基本宜野湾市に直接関係のない人たちがどういう関係があるかと書くような、そういう位置づけだったわけですが、在学者が「その他」に含まれ明記されていないというのは、大きな問題だと思いました。それは在学者をないがしろにしていると言われてもしょうがないんじゃないかと。先ほど新垣さんの話の中で、宜野湾市のホームページの中で出されている宣言のある文言が（単なる）ミスということではないんじゃないかという話もありましたが、宜野湾市の行政にも問題もあるかなというふうには私は見えています。

ここで、宜野湾市の問題があったときと同じ年に起きた足立区議会議員の発言問題¹について、ちょっと触れ、宜野湾市のことと比較したいと思います。これも大きなニュースになったので、きっとご存じの方は多いと思います。東京都の足立区の区議会議員がLGBTをめぐり、議会の中でひどい発言をした。「女性がレズビアンで男

1 足立区議会議員、白石正輝（自民党・78歳当時）が、2020年9月25日区議会一般質問で「LGBTの人が広がったら足立区は滅びる」などと発言した。

性が全部ゲイだったら、次の世代は生まれないと。こういう施策をやっていくと、例えば足立区にLGBTの人が広がって、結局は減びてしまうじゃないか」という発言をしたわけです。これは動画として上がっていて、その動画をツイッターで問題視した人たちが拡散してということで大きく広がって、動画もあるし、分かりやすいので、すごく大きくマスメディアで何度も取り上げられて、大きな騒ぎになり、いわゆる炎上したわけです。ここに新聞記事を持ってきていますが、すぐにたくさんの抗議が寄せられ、LGBTQの当事者を中心とした団体も抗議をしました。実際に街頭に出ても抗議もあったわけですが、同じように署名活動も行われました。このことがどのように展開したか。まず、絶対に謝らないと言っていた議員は、結局発言を撤回することになった。自民党の中でも問題視するような見方があり、撤回することになった。そして、それに終わらず、その後足立区は、この問題に取り組みなきゃいけないということで、施策として、同性パートナーのパートナーシップ制度を始めるということを発表します。発言が9月ですから3か月後のことです。本人が謝ってからの2か月後。最終的には、パートナーシップ制度をある種超えて、パートナーシップ・ファミリーシップ制度というものになります。このファミリーシップ制度というのは、同性カップルで片方の連れ子などの形で子どもがいる場合、その子どもも法的なものにはならないけれど、二人の子として、家族としてみなすというもので、最近では明石市でも取り入れられているんですけども、パートナーシップ制度の中では非常に進んだ制度の一つと言われています。ですから、そういう発言があった足立区では、急いでまずパートナーシップ制度をつくらうということで動いたわけですね。この動きの速さというのは、すごいなと思います。その背景として、一つあるのは、やはり区長がすごくそのことに対する問題意識が高かったことです。ここに近藤やよい区長の言葉を持ってきています、ちょっと読みますね。「先ほど申し上げたように、私はパートナーシップ制度などの取り組みについては上から押さえつけるように決めるのではなく、理解が広がっていく中でつくり上げられることが理想だと思っていた」と。でも、その次が非常に重要で、「でも、そんなのん気なことを言っている間に傷ついたりする人たちがいるんだと。人格を否定されたりする苦しみの中で生活している方がいらっしやる」ということを彼女は気づいたわけです。彼女もどちらかといえば慎重派だったわけですね。いろんな理解が広がって、その結果としてパートナーシッ

ブ制度とか、そういう施策が生まれるべきだと思っていた。でも、今回のことを受けて、実はそういうことではないのだと。むしろ、急がなきゃいけないのだということを感じてくわけです。これと同じようなことが札幌でもパートナーシップ制度が導入される時に起きているのですよね。札幌でパートナーシップ制度が導入される時に、パブリックコメントを求めて、反対の声もたくさんあったと。でも、反対の声がたくさんあったことに対して、市長は逆に、それだけ非常に差別的な状況があるのだと、偏見があるのだということに気づいた。だから取り入れなきゃいけないというふうに言っているのですよね。宜野湾市の場合は、反対する人たちが、市民の理解を得なくちゃいけない、議論をしなくちゃいけないというふうに言性的指向や性自認という語を削除させたわけですが、マイノリティの人権が多数者の中で、本人たちがマイノリティではない人たちも含めた中で議論されるというのはどういうことですかと私は思うわけです。私はゲイですけども、私がゲイであるということによる様々なこと、パートナーとかの関係とかそういう事も含めて、同じように認めるべきか、認められるべきではないのかと議論されることそのものの傷つきがある。そして、私がゲイであるということに関する人権を人々に委ねているということじゃないですか。そういう状況でいいのかということなんですよ。少数者の人権に関して、議論が必要だというのはどういうことなのかということを考えてほしいと思います。

足立区と宜野湾市、もちろん人口も全然違いますし、足立区は80万人ぐらいの大きなところですし、宜野湾市よりだいぶ大きなところではありますけれども、この展開についてちょっと比べてみたいと思います。足立区で起きたことは、議会発言に適さない、分かりやすく平等性を否定するものですね。使われた表現も稚拙だったので、攻撃しやすかった。一方、宜野湾市は、議会が結果として性的指向、性自認に対して平等な扱いをする必要はないと否定したということになります。もちろんそれは議決の結果なので、賛成の議員もたくさんいたけれども反対が多かったという意味で、結果としてそうなっています。性的指向、性自認という言葉が入っていることを問題にする議員の発言もあった。「どっちがより大きな問題なの？」っていうのを単純に比べられませんが、足立区は一人の議員の発言だった。だから批判もしやすかったというのものもあるけれども、宜野湾市は議会で否決されたんです。そっちのほうがさらに公的な結果なわけです。よって、私は、実は宜野湾市

の否決のほうが、意味として重かったというふうに思っています。その対応の違いが生まれるのは、一つは、これも新垣さんが言っていたことと重なりますけれども、市長、首長、区だったら区長、宜野湾市だったら市長の問題意識、本当にこれをどうすべきなのかということへの意識で大きく変わる。あと、これは地域的な問題ですが、東京で起きることは全国区の問題になりやすいし、テレビも取り上げて批判してということが大きかった。メディアがどう取り上げるかが、こうした問題の顛末を決めていく面がありますね。それがいいかどうかはさておき。全国メディアは、地方のことをあまり取り上げません。その分、地方の問題は、その地方の地元のメディアがどれだけそれを取り上げて、問題化して、明確に批判するかということが世論に大きな影響を持つんですね。そう考えたとき、この問題に対して、沖縄のメディアはどれぐらい大きく取り上げたかということを考えるべきかなと思います。

新聞記者でとても頑張ってくれて、このことをフォローして、必ず取り上げてくれた方がいました。でも、その記事の大きさがどうなんだろうと、私、思います。それは記者の責任というよりも新聞社の判断だと思うんですけども、ほかの問題に比べて、その問題が軽視されていないかということを私は考えたいと思います。地元のLGBTQ自身、当事者性を主張しながら、そういう否決はとても問題だということを、声を上げづらかった。だから、顔が見えづらかったということもあるかなというふうに思います。でも、先ほどの署名は、宜野湾市の市長と議長に会って提出をして、そのときに話をする時間もいただいたんですけども、そのときに私たちの考えは述べました。それぞれの、それこそ宜野湾市に住んでいるレズビアンである、一緒にピンクドット沖縄の共同代表を務めた宮城由香さんも自分の気持ちも語り、どれだけそのことによって傷ついたかという話もしたんですけども、そういうことをより多くの人たちが顔を出して言えないと、なかなか伝わりにくいかなという気がしています。

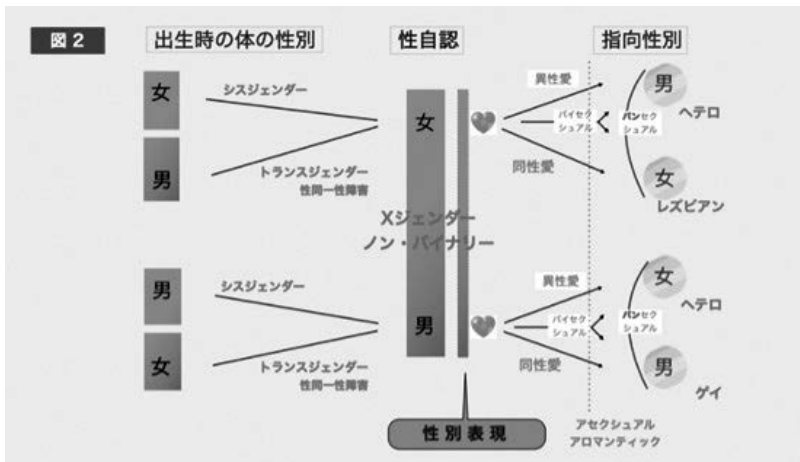
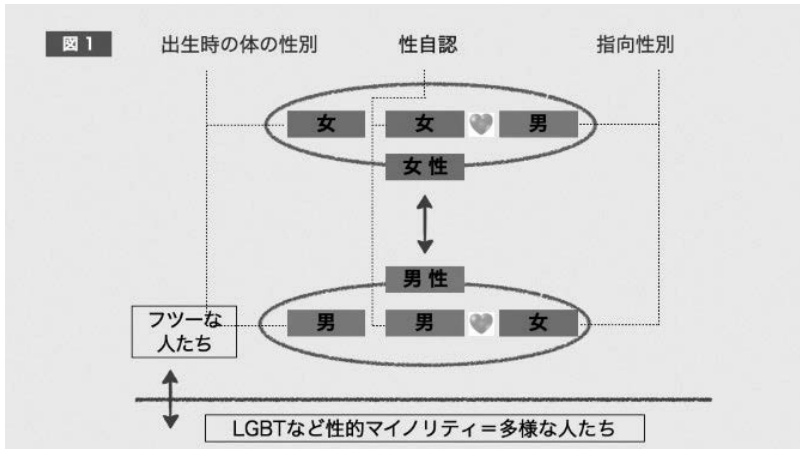
宜野湾市の話から変わって、沖縄県が最近出した性の多様性尊重宣言について、お話ししたいと思います。左側に、その文章があります。沖縄県がこうして性の多様性尊重宣言を出したというのは、とても大きな一歩だと思うんですね。ただ、今後ほかの自治体もそういったことをしていくときに、ちょっと考えてほしいことが一

つ、二つあるんですけども、こうした文章です。この宣言の中で、「人がどのような性を生きるか、どのような性を愛し、愛さないかなどの性のありようは、人権として尊重されるものです。しかし、多様な性に関する無関心・無理解により、差別や偏見にさらされ」云々とあるのですが、ここの文だけというよりも全体を通して、性的指向、性自認などの具体的な、どの多様性について言っているかがまず上がっていない。多様な性という何かすごくきれいなことを言っているように見えるんだけど、多様な性という言葉で実は性自認、性的指向、あるいは性別表現のマイノリティ性の問題というのが見えなくなっているのではないかと思っています。多様な性という言葉を使うのがだめってことじゃないですよ。多様な性、性の多様性といったときに、それがここでは何を指しているのかということや明記しない問題について、私は最近気になっています。この文章を見たときに、若干「どのような性を愛し」という表現が不自然だなと思ったりもして。この文章の問題は、性という言葉だけで覆っているけれども、実は性という言葉は、個別の様々な性行為、性別に限らず様々な対象、フェティッシュといいますが、例えば物に対して性的な興奮を感じる人たちもいますね。そういうものもあるし、いろんな性的な在り方があって、それを含めて性なわけです。セックスはもちろん性に関するものです。もちろん、それぞれの性の在り方に対しても多様性が尊重されるべきである。ほかの人に被害を与える行為でない限り、尊重されるべきである。でも、このことと性別に関わる多様性の問題は分けなければ、結局どちらの問題も見えなくしてしまう。具体的に何をとり上げて、何の、どのような不平等性を解決していこうとしているのか。どういう悩み、どういう問題を解決していこうとしているのかというのが見えなくなると思うんですね。LGBTQの運動は、その性的指向、性自認、性別表現等の問題を、ようやく可視化してきたわけです。でも、すごく大きな括りで「多様な性」、「性の多様性」という言葉だけで語ってしまったら、そして、その言葉の説明をしなければ、やはり見えなくしてしまうと思うんですね。

もう一つ、気になったのは、多様な性というのがマイノリティの性のニュアンスだけで使われていることです。「多様な性に関する無関心・無理解」というのは、多分、そういう意味だと思うんですね。その使い方は、マイノリティだけが多様で、マイノリティは普通という考えと表裏一体だと思います。この話をするために、普段私が

性別に関する問題について話している図を示します。まず、社会の中で支配的な力を持っている性別観、つまり圧倒的に、こういうのが正しいよねと思われる性別観について説明します(図1)。それは女性というのは、体が生まれたときから典型的な女性の体で、性自認が女性で、指向性別が男。ここで指向性別を説明すると、これは性的指向と同じ意味です。ただ、性的指向という言葉は、先ほどいったような様々なほかの対象、例えば物に対して興奮する、物であるとか、あるいはとても年齢の高い人に対して性的な欲望を持つとかという年齢性とか、とても体が太っている人、痩せている人が好きという体型性とか、いろんな好きになる対象とごちゃ混ぜになりやすいんですね。あるいは、わざと混ぜこぜにされやすい。でも、ここで問題にしているのは、あくまで好きになる、あるいは、性的な対象になる性別のことなんです、ということで、はっきりするために指向性別という言い方をしています。でも同じ意味です。女性というのは、そういうかっちりとした形で、男性というのも、生まれたときには体がはっきりと男性という典型的な形、性自認が男、指向性別が女性という、これが世の中で規範的な性の在り方ですね。男性と女性は全く反対の存在のようにして言われ、こうした人たちは別枠に、LGBTなどの性的マイノリティ、多様な人たちがいるという、このように捉えられがちだと思うんです。じゃあ、こういう図で上の人たちはどう呼ばれるかということ、「普通」な人と自分たちは思っている。この図のような形で先ほどの宣言は、LGBTの多様な人たちみたいになっているんじゃないかと思うんですね。私はこれを崩す必要があると思っています、実際に人々の生き方を見たらそういうふうにはなっていないということで、これを崩しています。それは多数者も少数者も同じように並べてみる性別観です。まずは、「普通」の人たちと多様な人たちという区分を崩しましょうと。男性と女性もそんな分かりやすく二項対立のような存在ではありません。その枠を外し、こうして個別にそれぞれの在り方を分けて、その組み合わせとして見ていく(図2)。すべての言葉は、今日は説明しませんが、でもシスジェンダーというのは、生まれたときに判別された体と精神が一致している人ですね。Xジェンダー、ノン・バイナリーは、女、男って、二項対立的に分かれない人たちです。こうした組み合わせとして見ていくと、いわゆるマジョリティというんですか、シスジェンダー、性別が一致していて異性愛の人もそうでない人たちも、同じように並べることがで

きるんです。これが性別に関わる性の多様性。性の多様性といっても性別に関わる性の多様性ですよ。性別に関わる性の多様性において、異性愛でシスジェンダーの人も同性愛の人もトランスジェンダーの人も同じように並べて、そしてみんなが多様なんだというのが性の多様性、性別に関わる性の多様性なんです。でも先ほどの県の書き方では、そうはなっていないなというところが気になっています。



・社会を変えていくために～マイノリティ運動とアライ～

これから先、いろんなところで性の多様性、多様な性とかという言葉も使われていくわけだけれども、そのときに、今、この問題においては、その中の何を扱っているのかというのをはっきりさせないと、逆にそれもこれも一緒にしてしまうがために、どれも見えなくしてしまうし、どれに対する対策もできなくなってしまうというふうになりがちかなと思っています。

繰り返しておくと、性別に関わる多様性だけが社会問題として重要と言っているわけではないです。分けて考えなければ、それぞれに必要な対策ができないということです。社会を変えていくためにということで、今はまず私たちがどういう段階にいるのか、どういう社会にいるのかという話です。これも昨年、新聞記事になったりしたのですが、LGBT差別は存在しないと春日部市の市議が発言をしたというニュースがありました²。こういう発言がまだまだあつたりします。一方で、例えば企業が同性婚に対して賛同を表明していくという動きがあります。特に最近企業で、特に大企業がLGBTQなどに対してサポーターなどというか、同じ社員としてみなすということを始めるようになっていきます。

また、これは山口で起きたことですが、性的少数者のカップルの公認制度に対して、パブリックコメントで反対が8割あり、導入を延期しましたというニュースがありました³。これは宜野湾市とちょっと近いところがありますね。そして一方で、札幌の地方裁判所で同性間の結婚が認められないのは違憲だと訴えていた裁判で、実際のところ詳細に語ると複雑な内容になっているのですが、基本的に同性間の結婚を認めないのは違憲状態であるという判決が下りました⁴。

先ほど新垣さんも、すぐく世代間の差がある、という話をされ。若い人たちの中

2 2020年11月11日埼玉県春日部市議会の井上英治市議(71歳当時)が性的少数者への差別撤廃やパートナーシップ制度導入を求める請願が出されたことについて「市内には問題がある差別は存在しない」として請願に反対した。

3 山口県宇部市は2020年度中にLGBTなどの性的少数者のカップルを公的に認定する「パートナーシップ制度」の導入を目指していたが、パブリックコメントで「時期尚早」などとする反対意見が8割を占めたため導入を2021年9月に延期した。

4 2021年3月17日札幌地裁(武部知子裁判長)は憲法24条は異性間の婚姻を想定するとしつつも、同性婚を認めないのは法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとし初めての違憲判決を示した。

では同性間の結婚を認めるべきだという人は圧倒的多数ですし、平均して見ても、実は65%が同性婚を法律で認めるべきだというふうに回答をしています。よく反対をする人たちは、まだまだ世論が認めていないみたいなことを言うけれども、実際には世論調査では、この調査に限らず、全然半分以上が同性婚を法律で認めるべきだという回答をしています。

そして、これはパートナーシップ制度の自治体の導入状況ですが、もう実は全国で、人口で見ると3分の1以上の人たちが、パートナーシップ制度がある自治体に住んでいるという形になっています。先ほどもあったように、宜野湾市の、最初は男女平等多様性尊重条例だったわけですけれども、そういう条例の中で性的マイノリティ、LGBTQなどに関わる話が入ることを嫌だと思っている人たちは、こういうパートナーシップ制度が導入されることをなぜか恐れているわけですね。しかし、これだけの自治体の中で導入されて、別にその自治体の中で何らかの問題が起きているわけでもないんです。だから、なぜパートナーシップ制度が導入されるのをすごく嫌っているのかというのが、非常に不思議です。

先ほども触れましたが、宗教団体が活発な反対運動をしていて、これは記事にもなっていますが、宜野湾市の市議の人の中にはそうした宗教団体の集会にも参加している人もいます。そうした宗教団体の力も非常に影響しているということは確認しておく必要があると思います。

最後に、社会を変えていくためにということをお話します。先ほど、今どういう状況にあるかということで、いろんな問題発言とか、パートナーシップ制度の導入が拒まれたとか、逆に同性婚を認めるべきだという人がいるとかという、幾つか全然違う記事を並べましたが、それは次のことが言いたかったからですね。それは、社会というのは、全体が一度にごろっと変わるわけではないということです。というより、そのように一つの価値観が全てを覆うことはまずなくて、ずっといろんな価値観がせめぎ合っているんですね。マイノリティ運動は陣地戦という表現を使ったりしますが、ちょっと戦争用語なのであまり好ましくないかもしれませんが、まだいい言葉が浮かばないのでその言葉を使っていますけれども、自分たちの味方を増やしていく、自分たちと同じ考えを持っている人の幅を広げていくというのがマイノリティ運動です。どんなにマイノリティ運動が、仲間を見つけ、陣地を広げても、

必ず差別発言ををすると思います。また、マイノリティ自身の中にもそういう人はいます。だから、みんながみんな一斉に認めることはなくて、ちょっとずつ、ちょっとずつ味方を増やし、陣地の面積を広げていくということなんですね。そのために大事なのは、差別発言をする人もいるし、何か嫌な決定がされることもあるけれど、そういうときに、差別を受けた人が異議申し立てをどうしやすくするのか、そういう社会をつくっていけるか。あるいは、その中で傷ついた人たちをサポートできる場をどう増やすのか。あるいは、個人的な関係性の中でも理解する人が増えれば、傷ついた人がその自分の傷つきを話すことができ、その中でサポートされたり、癒やされたりする。そういうことがどう増えていくかということですね。そのためには社会制度がきちりとつくられて、その中で平等性が下支えされていく。平等が下支えられるからこそ、異議申し立てができるわけですね。そうしたものをつくっていく必要があると思います。

当事者という言葉は、例えばマイノリティの問題だと、自分がマイノリティである人という意味で使われがちなんですけど、でも誰もが、そのテーマに関する社会づくりの当事者ですね。ですから、その当事者性の中で、共感する人たちが連帯して、同じような社会像を持つ人たちがつながって社会を変えていくことをしていくわけです。連帯で形成されるのがアライアンス、レインボーアライアンスという名前をつけたのはそのことがあるんですけども、同盟というのはそういうことです。いわゆる狭い意味での当事者、自分自身がマイノリティである人たちだけではなくて、そうではない同じ社会像を持つ人、同じ社会をつくりたいと思っている人たちが連帯するという意味で、アライアンスです。マイノリティ自身が必ずしも同盟者ではないし、同盟者であれという必要もないんです。ある目的を掲げて、そこに集まってくる人たちが、その集まってきた人たちでそのことをやっていけばいいんです。

マジョリティの同盟者は「アライ」と言いますね。最近、すごく使われるようになりました。アライアンスという言葉とつながっている言葉です。余談ですが、このアライという言葉は日本のLGBTQの運動に導入したのは、実は私なんです。これはちょっと自慢しておこうと。日本で全然その言葉が使われていなかったところに、その言葉を導入した問題意識は、いろんな人たちが、その問題について一緒にやっ

ていかなければ社会は変わらないというものでした。なので、例えば今日聞いている人も、いわゆる狭い意味での当事者もいるだろうし、そうではない人もいるだろうし、でも、きっと今日聞いている人の多くの人たちが同じような問題意識を持って集まってくださっていると思うんです。だから、そういう人たちがまた連帯していくと。解決方法にはいろんな方法があるので、自分はこの解決方法には参加できないなというのものもあるかもしれない。それはそれでいいんです。自分が参加できると思う解決方法、運動に、何らかの形で参加できるんだったら参加して、あるいは声を上げられるなら声を上げて、一緒に変えていければいいのかなというふうに思っています。

ということで、皆さんがどういう社会像を持っているかということ、また伺えればいいかなと思っています。では、これで私の話は終わります。

○司会進行

砂川さん、ありがとうございました。やはり改めていろいろ考えさせられることが多かったんですけども、障害者の権利の運動の中で、Nothing About Us Without Us (ナッシング・アバウト・アス・ウィズアウト・アス)という言葉がありますよね。我ら抜きに我らのことは考えてはならない、決めてはならないということ。その中でいわゆるセクシュアル・マイノリティと言われている人たちがどうやって当事者参加をしていくのか。むしろ、そのためにカミングアウトを強制するという、またもう一つのハードルがある。そういう中で、どういった形で当事者の声を政策に反映させていくのかということを改めて考えさせられました。最後に砂川さんがおっしゃってくださったように、誰もが社会づくりの当事者であるというところと何かつながることがあるのかなというふうに思いました。また、後半のパネルディスカッションでもいろいろとお伺いさせていただければと思います。本当にありがとうございました。

○司会進行

続きまして、前泊美紀さんをお願いしたいと思います。また、前泊さんについても、皆さんにご紹介するまでもないかと思います。那覇市議会議員で、私どもの沖縄法

政研究所の特別研究員でもいらっしゃいます。2009年に当選されて、現在3期目。議会改革を中心に、また性の多様性、LGBTの問題も重要な政策課題として取り組まれています。また同時に、沖縄県復帰つ子連絡協議会の代表も務めていらっしゃいますね。今現在の那覇市の状況、また政策課題として前泊さんがどのようなこととお考えになっていらっしゃるのかということをお伺いさせていただければと思います。では、前泊さん、お願いいたします。

■パネリスト発言「那覇市のレインボー政策」

○前泊美紀氏（那覇市議会議員）

ご紹介ありがとうございます。那覇市議会議員の前泊美紀です。議会では、様々な会派等ございますが、私は、政党に属さず是非々の立場をとる「無所属の会」という会派を2人で構成し、活動をしています。

それでは、今日はスライドを用いながら、那覇市のレインボー政策、性の多様性に関する議会の様子や那覇市の取り組みについて、ご紹介をしていきたいと思っております。それでは、画面を共有して進めていきたいと思っております。

まず、全体のお話を始めます前に、自己紹介のところでもありましたけれども、沖縄国際大学法政研究所での特別研究員という立場では、議会改革などの地方議会議論や地方政治についてお話しをさせていただくことが主ですが、性の多様性に関する施策も推進していますので、今日はこちらのお話を、議会の現場からさせていただきます。なお、この報告の中で、年の読み方を西暦で統一しています。行政では元号を使うことも多いのですが、平成、令和と移り変わっておりますので、その時間的な感覚を共有するために西暦で統一しておりますので、ご了承ください。

さて、まずは那覇市議会についても、この際、ご案内をいたしたいと思っております。那覇市は、人口が約32万人、面積が41.42平方キロメートル、最近、那覇空港の第2滑走路ができましたので面積が若干大きくなりましたが、非常に人口密度の高い街です。うち外国人は5,000人余りとなっています。那覇市議会は、定数が40名、議員数は現員数は38名です。会派は、政党と符合したような会派、そうではない会もありますけれども、合わせて8つありまして、現在会派に属していない議員は3名、議長は議会基本条例で、公平な議会運営に当たるために会派に所属しな

いことになっています。女性議員は、そのうち 9 名です。議会改革について少し PR をさせていただきますと、現在、全国に 1,788 の自治体議会がありますが、那覇市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2019 において、全国で 11 位と、ここ 10 年で飛躍的に議会改革が進んでまいりました。ただ、まだ課題は多くありますので、市民の皆さんにご指導をいただきたいと思っております。

このスライドの写真が議場の様子です。ちょっと変わった形で、円形になっています。それは議員間の自由討議を活性化するというで円形になっておりまして、よくよく見ると那覇市の市章、片仮名のナハを模した形になっております。上はガラス張りで、2 階には小さなお子様連れでも気兼ねなく利用していただける親子傍聴室、防音設備が施されているガラス張りのボックスですね、そちらも用意しております。議場はフラットでユニバーサルなデザインで、車椅子の方でもどの議席にも着けるようなつくりになっています。ぜひお近くにお寄りの際は、議会にも遊びに来てくださいね。

そのような中で、性の多様性の議論は、議会の中でも度々取り上げられています。が、那覇市議会の性の多様性に対する傾向は、推進に比較的積極的な議員が多いです。なので、毎議会誰かが性の多様性について取り上げているといった状況なんです。中には、消極的な議員、慎重な議員もいますけれども、全体的には性の多様性を積極的に推進していこうという立場の議員が多い状況になっています。

これから那覇市の、今回の性の多様性に関連する計画や条例制定に向けた進捗についてお話していきます。今日のテーマであります「那覇市男女共同参画推進条例」については、那覇市では 2005 年 3 月に制定をしています。この条例では、多様性については触れられておりません。それにひも付けられた計画、第 4 次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）ですが、これは 2019 年に改定を行いました。10 年計画です。その中に性の多様性についても記述がありまして、位置づけられています。

では、那覇市の取り組みを具体的にご紹介します。ご存じのとおり、那覇市では、性の多様性を尊重する都市・なは宣言、いわゆる「レインボーなは宣言」を 2015 年に、ピンクドット沖縄の会場で発表いたしました。那覇市では、性の多様性を、尊重されるべき人権と捉えて政策を推進しています。このレインボーなは宣言、先程の県

の宣言とまた比較できればと思いますので、少し読み上げます。「人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。」というものになっています。

そのほか、那覇市の取り組みを、ざっくりとご紹介いたします。先ほどご紹介しました「レインボーなは宣言」は、LGBT支援宣言としては全国で2番目に制定されました。これを私は、その年の2月定例会で提案しました。大阪府大阪市淀川区でLGBT支援宣言を行っている、その宣言に基づいて様々な事業、施策を展開しているというお話を、砂川秀樹さんのご紹介で受けた「虹色ダイバーシティ」のセミナーで知り、市に提言をいたしました。そのときは明確に「那覇市も宣言します」という答弁はいただけなかったのですが、春頃に担当の部長から、そのLGBT支援宣言、那覇市もやりますというお話を伺いまして、7月のピンクドット沖縄の会場で発表されたという経緯があります。翌年、パートナーシップ登録制度が開始しました。これは全国で5番目です。そのような流れの中で、市は、2016年の4月には琉球大学大学院法務研究科、いわゆる法科大学院と性の多様性の尊重について連携・協力する協定を締結しました。この段階から、私だけでなく数名の議員と市は、性の多様性を尊重する条例の制定を意識しながら調査を進めていたところですが、コロナの影響などもあり、今のところ滞っています。そのほか、那覇市は、ピンクドット沖縄を共催、行政手続き上法律で必要のない性別記載を廃止し、パートナー宣言をした職員への結婚祝い金や通称使用を承認、多様な性について自由に語り合える「レインボー交流会」を開催、市役所庁舎などでの「誰でもトイレ表示」、そして職員研修、小冊子作成ほか啓発活動などを実施しているところです。これらの活動は、先ほどの「なは男女平等推進プラン」にも明記されています。

第4次那覇市男女共同参画計画の中の基本目標に、多様な性を尊重する社会づくりということで、「性の多様性を尊重する都市・なは宣言」等々、多様な性を尊重する人権意識の尊重や職場のダイバーシティ（多様性の受容）の推進等が記されて

います。これはホームページでも見ることができますので、ぜひご覧ください。

さて、最近の動向です。制服選択性を那覇市の中学生が市議会に提案したという記事が新聞に載りました。実は私、その仲井真中学校の出身なのですが、母校の3年生が市議会に陳情を10件提出し、先の2月定例会で審査されました。これは、「住民として地方自治について考えよう」という公民の企画授業の一環で、生徒達は地方自治や政治参加について学びながら、那覇市の財政状況や課題について調べ、よりよい那覇市をつくるためにできることをと提案したものです。

この企画授業は、教科書だけでなく現実の政治や市の状況に触れながら、生徒に政治参加について積極的に考えてほしいとの、担当教諭の思いから企画され、私は全5回のうちの4回目に、那覇市の財政などの課題について生徒からの質問に答えつつ、議会の役割や条例について講和を行いました。

余談で恐縮ですが、先ほど、新垣先生から「市長を支える議会」というお話がありました。現在の日本の地方議会は二元代表制の一翼を担っているので、制度上、議会は市長を支える立場にないことを、加えておきたいと思います。



仲井真中学校での講話

その後、生徒達は、よりよい那覇市にするためにはどういった条例が必要か話し合い、多くの条例案が上がってきたようですが、その中から10件を、先生が選び提出することにしたということです。

陳情には制服選択制のほかにもいろいろな提案があり、例えば「9か年皆出席で5万円プレゼント条例」、障がいを持った方やお年寄りとも気軽に触れ合う環境や時間がつくれるようにという「ハッピーチルドレンタイム条例」、ユニークな発想の「青春しよう条例」等、生徒達の目線で様々な条例案が提出されました。その中で、「中学校制服自由条例について」、「中・高制服どっちでもOK条例について」の2件の陳情が採択されたわけです。議会としても子ども達の声をしっかりと受け止めようということで、10件の陳情中6件を所管する教育福祉常任委員会が、直に生徒達から話を聞こうと、参考人として呼びびて、委員が生徒たちに質問し、生徒たちが答えるという形で考えや意見を聞きました。大人でも緊張する参考人招致の場で、生徒たちは堂々と、しっかりと自分たちの意見を述べていました。この「中・高制服どっちでもOK条例」については、高校は県の管轄ですので、那覇市としては市立中学校の部分を採択という形にはなるんですけれども、子ども達の提案は性の多様性に対する配慮や、それが当たり前の環境をつくることはもとより、スカートだと寒くて体調を崩すということもあって、体調や気分に応じて制服を選べるようにしてほしいという提案でもありました。これは議会が議員提案条例としてつくる方法もありますが、教育委員会や那覇市の動向も見ながら、どういう形で実現していくほうがいいのか等、今後議論していく予定です。

次に、性の多様性の尊重に関する条例に関する市の近況についてです。パートナーシップ制度は、那覇市では要綱で定めています。議会の議決を経ていません。将来に向けて保障されたものにするためにも、条例にすることが望ましいと、私は考えています。それで条例の制定を求める質問も複数の議員から出ているのですが、市はこの条例案は昨年の2020年度に骨子案を作成する予定でした。ところが、直近の2月定例会での私の代表質問に対する答弁によると、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応等で、作成が滞っています。また、この条例を単独でつくるのか、または宜野湾市が試みたように、男女共同参画推進条例の改正と一緒にするのか、それを含めてこれから検討するということでした。

今後の展開ですが、私としては次の6月定例会で、先ほど砂川さんからのお話もありました、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の提案をしていきたいと考えています。先ほど足立区の話もありましたが、兵庫県明石市、その他、動きがあ

ようですので、そこを参考に提案をしていきたいと思っています。同性のカップルに子どもができる、例えば里親として、または体外受精など様々な形で家族ができるということも想定されるので、ファミリーシップ制度も必要だと思っています。那覇市のパートナーシップ登録者数は、直近の数で34組、徐々に増えてきています。なは女性センターに問い合わせたところ、ファミリーシップの制度を求めるような当事者の声や相談というのは、今のところまだ寄せられていないということではありましたが、そのような要望が出てくるのは時間の問題かと思っています。ちなみに、明石市の場合は、パートナーシップ制度を事実婚にも認めているようで、事実婚の家族、またはシニアカップルが事実婚となった場合、例えば相続の問題で籍を入れられない場合にも、この制度が使えるそうです。

用意した話題としては以上で、持ち時間を大幅に残すこととなり恐縮ですが、最後に、議会の側のことをお話しいたしました。

那覇市では性の多様性に関する議案等を直接、議会の議決にかけたものが未だありませんが、今の議会の雰囲気からすると、議決にかけられたとしてもうまくまとまるのではないかと感じています。

また、那覇市がレインボー宣言を発表した際、宜野湾市や南城市など他の自治体議会の若手や女性議員から、「私たちのまちでもレインボー宣言をしたい」という相談がありました。加えて、県外からも性の多様性に関する政策形成についての調査で私の元に訪れる方々もいました。その中でよく聞かれるのは、「議会での議決はハードルが高いと思うが、那覇市議会はどうか」ということです。その答えは先程申上げているとおりで、実情としては性の多様性に慎重な考えの方もいらっしゃるようで様々ですが、那覇市議会は全体としては概ね前向きな風潮にあると思っています。

今後、議会からも様々な提案をしながら、性の多様性に関する取り組みを進めていきたいと考えています。以上です。

○司会進行

前泊さん、ありがとうございます。私も仲井真中の取り組みはとても気になっていたのですけれども、前泊さんが企画授業に講師として参加されたんですか。

○前泊美紀氏

企画をした先生がたまたま知り合いで、ご依頼を受けました。

那覇市の性の多様性への取組みが、生徒達に浸透し広がっていることに驚き、嬉しく思いました。

○司会進行

制服の問題は性の多様性と同時に、女性の身体、リプロ・ダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考えと繋がっていくことだと思います。後半のパネルディスカッションでもお伺いさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ではこちらで15分間の休憩となります。皆様、後半も引き続きご視聴をお願いいたします。

— 休 憩 —

■パネルディスカッション

○司会進行

では、再開してシンポジウムを進めてまいります。皆様からの質問はQ & Aで受け付けます。

ここからはパネルディスカッションとクロストークを進めてまいります。はじめに砂川さんと前泊さんのお話を伺って、新垣さんのお考えをお聞かせいただけますか。

○新垣 誠氏

まず、砂川さんのお話をお伺いして、沖縄県内における県の調査ではそれなりの結果が上がっているにしろ、やはり実際の政治の中で形にしていくことの難しさみたいなのを一つ、感じました。これは沖縄県性の多様性尊重宣言で砂川さんが指摘されたことは、もう本当にごもっとも、そのとおりなんですよ。結局、県の立場としては、県民意識調査から上がってきた性の多様性に関する質問の中で理解する

ように努力すべきとか、自分たちでない、いわゆるシスジェンダーの立場からそうでないノンシスの人たちが差別されているとか、この人たちが大変だみたいな。先ほど砂川さんが言ったような、一線引いての他人事として捉えてという、質問の設定の仕方もそうなんですけれども、宣言文を見てもそうですが、やはりシスの人からシスの人へ向けてという、そういう発し方になっているのはもう明らかだなということでした。

最後のところに「私たち沖縄県民は」ということで、「自分の性と全ての人の性のありようを尊重します」みたいなところがあるんですが、恐らくこれでは伝わらないかもしれない。ここに性自認と性的指向の話を入れ込もうとした試みもあったんですけど、県のほうからいただいたお題として、中学生でも分かるような宣言文にしてほしいということがありました。それで性自認と性的指向の話をどう盛り込むかと、これをどうやって（言葉をわかりやすくして）言えればいいのかというのはかなり大きかったです。

あとは、セクシュアル・マイノリティとして、一つここでこだわったのは、例えば宣言文の中で「生きづらさを感じたり、ありのままに生きられず、時に、命まで失ってしまう事があります」という文言です。「それだけ当事者の人々が直面している深刻な状況に気づけよ、おい、シスジェンダーの人たち」、そういう問いかけになっているということですね。

SOGI を考えた場合、セクシュアリティというのは先ほど砂川さんがおっしゃったように全ての人々にあてはまるものです。しかし、（その意識に）にまだ達するまでの難しさというのは非常に感じます。でも、そういう訴えというか、そういう世論のつくり方みたいなものに持っていく必要があるかなと思います。

前泊さんのお話をお伺いして、那覇市の議会は羨ましいなと思いました。沖縄県内の市町村でもLGBTフレンドリーなところはほかにもあると思いますけれども、やはり那覇市の取り組みというのが県内ではすごい先駆的なものであり、こういう言い方をしているのか分からないけれども、それにいつもライバル心を燃やしている浦添市みたいな感じで、次から次へとLGBTQへの理解が進む動きが出てくるのはいいことなのかなということを思いましたし、那覇市議会の中でも様々な質問を通して、いろんな取り組みをみんなで前向きにやっっていこうというのは、やはりす

ごいなと。沖縄県内でも先頭を行っているし、恐らくほかの市町村たちの一つの目標となるものだなというふうに思って、聞かせていただきました。

沖縄県の性の多様性尊重宣言をパブリックコメントにかけたときにも、「那覇市ほどやる気が見られない」というコメントがありました。恐らくコメントの意図は、「宣言はしたけれど、じゃあ、その後どうするの?」、「条例をつくるの?」、「制度はどうするの?」ということだと理解しました。また、そういう宣言後の動きに対する積極的な意見はどう持ち合わせているのか?という主旨だったと思います。というのも、例えば「(宣言の)主語が見えない」というのがありました。那覇市の宣言には「私たち那覇市民は」、「私たち那覇市は」と行政としての「那覇市は」という表現がありますよね。だけど県の宣言は、いわゆる「沖縄県民は」となっていて、「沖縄県は」という表現がありません。「じゃあ県は何するの?」というその辺のツッコミというのは、やはりパブリックコメントでありました。県としては、窓口を持つのは各市町村であり、その制度は各市町村の窓口を通して、住民サービスが行われるところじゃないと効力を持たないという県の立場があって、その辺の微妙なところの綱渡りみたいな感じというのもありました。だけど、今後も恐らく那覇市の取り組みというのは、県内のお手本にもなるし、恐らくみんなが注目しているところだと思いましたので、前泊さんのお話を聞いていて大変勉強になりました。ありがとうございました。

○司会進行

新垣さんありがとうございます。ではまず、沖縄県の性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）について伺ってまいります。砂川さんもご報告で触れてくださいましたけれども、今、新垣さんがおっしゃってくださったように、宣言の主語が不明瞭だとか、那覇市の宣言に比べると、ニュアンスがとてもトーンダウンしているような気がします。しかしながら、これがまず県としての一歩であって、その次に条例化やパートナーシップ制度など、県としての方向性、意思表示といったことも期待できるのかなと思いました。この点について砂川さんにお伺いしたいと思います。自治体条例ですが、今、パートナーシップ制度、明石市はファミリーシップ制度なども入ってきていますけれども、県内はまだ那覇市と浦添市だけですが、ほか

の市町村、県外の自治体などでアウトティングを含めたものなど模範的な例などをご存じでしたら教えていただけますか。

○砂川秀樹氏

最近、三重県が都道府県レベルで、アウトティングについて触れた条例を可決したというのでニュースになりました。でも、アウトティングについて、どのようにどう触れるかというのはすごく難しいところもあるので、それを先駆的というか、そこについてどう考えていくかという問題があります。

例えば、パートナーシップという話になると、同性間のパートナーシップみたいな話になってしまうんですけども、都道府県単位でもパートナーシップ制度を導入しているところはあります。今回、沖縄県が「宣言」だったのは少し意外で、パートナーシップ制度に関することなどが導入されるのかと思ったら、「あれっ？宣言だったんだ。」という感想を持ちました。性の多様性尊重宣言というのは都道府県レベルでは初めてということでニュースになっていたけれども、既にパートナーシップ制度が都道府県レベルで導入され始めているのに、宣言が都道府県レベルで出たということは、言われるほど大きなインパクトを持つものではないように思いました。もちろん沖縄県の中では大きな一歩なんだけれども、そんなにすごく強くアピールできるものなのかなというのが、本当のところ私の実感ではありました。そういう意味で、今回の性の多様性尊重宣言が、どういうプロセスで始まって、例えばどういう人の意見を聞いて、どういうふうに仕上がったかという、ちょっと流れを新垣さんに聞いてみたいなと思ったんですけども、どういう形で始まり、どういうふうに進められてきているという形だったんでしょうか。

○新垣 誠氏

まずは県知事の強い思いがありました。それで、どういう形で県の取り組みをすすめてきたときに、これは県の事務局サイドですけども、まずは宣言じゃないかということだったと思います。それで宣言をするのでということで、いわゆる有識者なりということでの招集がありました。先ほども言ったように、一つは、子どもたちに分かりやすい。つまりは今の状況を見ても、恐らく沖縄県を担っ

ていく次の世代が、新たな沖縄県内における状況をつくっていこうということ
で、子どもたちに分かる文章にしてくれという非常にハードルの高いお題があった
のと、あとは県が心配したのは、何を基にその宣言をつくるか。条例にしても全て
そうなんです、「いわゆるエビデンスは何なの？」というところでした。そのエ
ビデンスになったのが、2020年に行われた沖縄県の男女共同参画社会づくりに関
する県民意識調査。その中で初めて、性の多様性に関する質問項目を取り入れて、
その結果というところで、「あっ、やはり県民の中でももう意識は醸成されてきて
いるというところがある」と。それがあがるゆえに、宣言を行ったということです。
この後、もちろん条例をつくるか、そういう制度の話とかというのは、恐らく議
論のテーブルにはのってくると思います。ただ、今の県の立ち位置としては、制度
に関しては県内の各市町村との強力な連携の下に、それを実現していきたいとい
うのが県の思いのようです。なので、この先、この宣言を基に性の多様性に関する様々
な行政的な働きかけを強めていき、各市町村との、いわゆる男女共同参画の担当者
ですよね。そういう担当者との連携の下に、各市町村に普及させていくと。恐らく
そういう流れだと思います。一度、男女混合名簿の話が各市町村でも、全然らちが
明かなくて、全然動かない市町村がいっぱいあったんですよね。これが教育長から
パーンって、県のほうからトップダウンで一発落としたら、みんなに広まったって
いう経緯があって、もしかしたら、性の多様性に関するこのテーマも、上の方から
トップダウンである程度実現できるんじゃないのかという部分も、もしからしたら
あるのかなというふうに思います。

○砂川秀樹氏

はい。でも子どもが分かるようにという話でいうと、「どのような性を愛し」と
いうのが実は私、分からないと思っているんですよね。「どのような性を愛し」っ
て何だろうって、すごい思っ。

○新垣 誠氏

そうですね、正直言いまして、あれは那覇市の宣言を援用した形というかー。

○砂川秀樹氏

だけど、「どのような性を愛し」というのはなかった気がするんですけども…。

○前泊美紀氏

那覇市のレインボー宣言では「どのような性を愛し」ではなく、「人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないか。」となっています。

○新垣 誠氏

那覇市の「誰を愛し」をそのまま書き写すわけにはいかないの、「どのような性を愛し」としました。でもあの部分、当初は実はごっそりなく、もっと平たく、具体性に欠けるような文章でした。あまりにも虹色(曖昧な感じ)で、美ら島のイメージが強すぎたため、それをもっと現実というか、深刻な部分も訴えないといけないというところで、「命に関わる話なんですよ」というところを入れ込んでいったというのはあります。

○砂川秀樹氏

なるほど、分かりました。

○司会進行

やはり子どもたちに分かるようにという言葉の問題もあるかと思うんですけども、じゃあ、そういう人権教育とか、子どもたちに対しての教育が具体的にどのように行われているのか。もしくは、この宣言に基づいて、そういうことが行われるのかどうか。そういったことも大事なのかなと思うんですが、それも含めて、今、新垣さんのお話では、美ら島にじいろ宣言を、県としては各市町村に波及効果をもたらせられたら—という意向を持っているというお話でしたけれども、やはり実効性を伴わせるためには、具体的な施策が必要ではないかと思うのですが、そういったことは今からの検討になりますか。具体的に現時点で、2021年度、2022年度はこうしていくというような施策はありますか。

○新垣 誠氏

5月に男女共同参画行政に携わっている各市町村の担当者の方々と交えての県サイドとの会議があると思います。恐らくそのときに、その性の多様性宣言に関する理念のことなどの共有が行われると思います。これは宜野湾市にも言えることなのですが、今回条例ですごいトラブルになりましたが、でも実は宜野湾市の「第3次宜野湾市男女共同参画計画 ～はごろもぶらん～」の中には、もう性の多様性に関する啓発とか、人権教育、様々な性教育の話というのは、施策の中には入っています。なので、ある意味、こちら側としては、先ほども砂川さんが言ったように、いわゆる陣地戦ということであるならば、自分たちの現場というところで、毎年、その計画がどのように実行されたかというもののモニタリングというのはその委員会で行いますので、これが果たして、実際にどれだけの学校でどれだけの誰を招いて、どういう教育が行われたか、その辺のところというのはあまり条例とは関係なく、自分たちのほうで強化していくとできると思います。なので、沖縄県のほうも、恐らく実際に人権教育を含め、性教育もそうですけれども、なかなか入りづらいところがあると思います。なので、狙いは教育委員会かなと私は思っているんですけども、そういうところからの働きかけで、もっと学校現場に入っていくという、そういう働きかけをしてほしい。一応、私、県の男女共同参画審議会のメンバーでもありますので、そういう働きかけをしていきたいというふうには思っています。

○砂川秀樹氏

私から前泊さんに聞きたいのですが、ちょっと県と市では違うんですけども、例えば性の多様性尊重宣言を出した県に対して、市民の側がプレッシャーをかけていく、実際に何かをしろというプレッシャーをかけていくとしたら、どういう方法があると思いますか。

○前泊美紀氏

市民がということであれば、今話題になっている施策を具体的に見せていながら、県がやるべきと思うことを求めていくことが一つの方法と思います。

○砂川秀樹氏

それは例えば議会で議員に質問してもらおうとか、そういう形がいいと思いませんか。

○前泊美紀氏

それもそうですし、（県議会に請願・陳情を提出すること、また、）県に要望書等の形で直接提言をしてもいいと思います。

県の宣言についての報道に関しては、私も砂川さんと同様な印象を持っていました。「(このような)宣言は全国で初」といった大々的な報道はよいことで、もちろん大事なことなのですが、三重県の条例の例などもあるので、その扱いに若干の違和感がありました。もちろん、この度の件の宣言は、県として性の多様性を尊重する大きな一歩であり高く評価していますが、少し気になっている点があります。先ほど新垣先生から説明がありましたが、「しかし、多様な性に関する無関心・無理理解により」のくだりで、「命まで失ってしまう事があります」というところです。確かに知られていないことも多いので、知ってもらうことは必要なんですけど、宣言というものの性質上、このくだりを入れることが望ましいかどうか。宣言という意味では疑問が残るところはありました。宣言の説明などで詳しく触れていただくほうが、形としては分かりやすいかと思います。これに関して、新垣先生に教えてほしいのですが、那覇市の経験として、担当職員や、性の多様性に関して関心が高く積極的な職員が集結すると一気に進むようなんですね。県の中で性の多様性の取り組みについて関心が高い、積極的に動いてくれそうな職員というのはいらっしゃるのでしょうか。

○新垣 誠氏

担当課の女性力・平和推進課の皆さんは、もちろんやる気は非常にありますし、今回の宣言文にしてもかなり会議を含め、その後の修正、何度も何度も委員のメンバーで修正を繰り返しつつというところでした。今、前泊さんがおっしゃった、かなりネガティブな「命を落とす」という、それもどうするかというのはありました。宣言文としてふさわしくないよねという話がありました。でも、この現状の深刻さ

というのをどう伝えるべきなのか。実際のところ、パブリックコメントの中にもあったんですけども、「美ら島」とか、「にじいろ」とか、「あまりにもきれい過ぎないか？」みたいな話もあって、ノリが軽いとか、ポップ過ぎて真剣さがなくてとか、そういう意見もありました。さらに審議会のメンバーに当事者の方も入っていたというのもあって、その賛同もあっての、ネガティブでもありながらも、わざわざ取り込んだという経緯があります。あと、県としては、いかがでしょうか。県の立ち位置、私も県の職員ではないので、こうなったら何か県の代弁をしているような感じになっていますけれども。実際のところ、いろいろ勉強しつつ、「これはどうなんだ、ああなんだ」ということをお互いにぶつけつつやっています。県知事はかなりやる気だと思います。それであれば、恐らく担当課の人たちはそれに合わせていくだろうなという気はします。ただ、やはり慎重であるなというのは感じますよね。県がどう出るか、宣言にしても条例にしてもそうだし、やはりそれだけ県民意識に基づいたものなのかどうなのかというのは、すごい気にされているところではあると思います。

○司会進行

今、お話を伺っていて、担当課の担当職員のやる気や熱量って、ものすごく重要ですよ。また、こういう男女共同参画やジェンダーといった分野に携わる職員が仕事を通してジェンダーの知識を得て変わっていくこと。また、その職員が異動した先でも、培ったジェンダーの視点が波及できるからこそ、限られた期間ではありますけれども携わるということは、ものすごく重要だと思います。

加えて、県の美ら島にじいろ宣言もそうですが、県知事の意向があっただけでも、担当課だけが頑張ってもしょうがないところがあると思うんですよ。SOGI やセクハラの問題に関しても厚生労働省が通達を出し、また厚労省の中でそういうアウトティングも含めたものがセクハラ、ハラスメントであるとなったのであれば、商工労働課とか、そういった労働や企業の分野に関しても、それが関わってくる話になるわけですよ。また、教育関係に関しても、文科省の通達に基づいてやらなければならないということがある。それを市民の目で、どういうことが県の中で行われているのかということをチェックしていく、議員に議会で質問をしても

らうということも、市民と議員と行政が両輪となって、みんなで協働してやっていかなければいけないことだと思います。

○砂川秀樹氏

前から気になっていたもので、性の多様性尊重宣言について加えておくと。別に新垣さんを批判しているわけじゃないので、その「命まで失ってしまうことがある」というのを入れたかったのは分かるのだけれども、確かにこれは難しいところで、とてもネガティブな言葉じゃないですか。この一文は、現状の一部を表明しているのは確かに大事なんですけど、LGBT当事者にとっては逆にこれがネガティブなイメージになりかねない。つまり私たちは、マイノリティを表わしているんだろうと読むわけだけれども、マイノリティの人たちは、「ああ、そんなに大変なんだ、私たち」。親はゲイである子と知ったときとか、友達が誰って知ったときには、「ああ、この子は死んでしまうかもしれない」みたいな。だから、こういう情報の流し方はすごく難しく、だから、それは私も迷うところなんです。例えば授業なんかで話すときに、社会生活の大変さを語るんだけど、それだけを語ってしまうと、聞いている当事者の学生はすごい落ち込んだりするんですよ。だから、確かに宣言としての性質という部分があると思うのですが、さっき、出ていましたけれども、そういう意味で若干、これは強過ぎるんじゃないかなというふうに私は思いました。当然、当事者にもいろんな人たちがいて、例えば、性別違和が非常に強いトランスジェンダーの人の場合、性別移行ができるまでかなり大きな葛藤があるので、本当にもう死に近づきかねない人もいるんだけれども、ゲイには、「いや、私たち全然生きづらくないから」という人たちも少なくないです。私は、それも一般化すると正しいとは思わないのですが、いろんな立場の人がいるから。でも、一面が強く出されたときに、多くの当事者は反発する可能性もあるんです。「いやいや、そんなことないよ」みたいな。だから、この表現の出し方ってやはり難しいなと思っていて、そのときに重要なのは、いかにこの問題の専門家に話しを聞くかという話で、私が別に専門家だから私に聞けと言っているわけではないんだけど、このことに対する経験と知識がある人はLGBT当事者にも非常に少ない。今は、当事者でこの問題の専門家、大学で教えていらっしゃる方々もあっちこっちいたりするんだ

けれども、そういった人たちとかも含めて、当事者と専門家の立場の置かれ方ってバランスが悪いんですよ。そういう意見を聞くときに、当事者は一当事者の言葉。誰がどう知識があらうと、経験があらうと、みんな同じ当事者。そうではない専門家は専門家みたいな。何かそこのバランスがいつも気になっていて、当事者性の高い、あるいは当事者のことをよく知っている専門家もいっぱいいるので、そういう人たちの言葉を聞いていくことも大事ななという気がしました。

○司会進行

「命まで失ってしまう事があります」という言葉から私も想起せざるを得なかったのは、ロースクールの事件でした。いつも気になっているのが、「当事者参加」というものがどういった形が一番理想的なのだろうということでした。今、砂川さんがおっしゃってくださったように、当事者と研究者、専門家という観点が必要であるということだったんですが、でも、しかしながら専門家と呼ばれる方たちがかなり少ないということ。また、そういうことを思うと、どうやっていけば当事者も納得ができるもの、文案が可能になっていくのかというところを砂川さんはどのようにお考えですか。

○砂川秀樹氏

そういう意味では、それこそ私が話したように、当事者がみんな同じ意見を持っているわけではないし、その中でどういう人たちの意見を吸い上げるかというところはあるんだけど、今の構図で言うと、ある当事者たちがいて、その人たちの意見を吸い上げ、専門家が決めるみたいな仕組みだと思います。その専門家の中には当事者はいない。だから、そのつくりがどうなの？っていう話なんですよ。

当事者団体から意見を吸い上げるのはそうなるかもしれない。でも、その上でそれを聞いた人たちが、結局、いわゆる当事者が決定的な意見を出さないところで決めるみたいな、だからそのつくり自体がどうかという気がしています。那覇市の宣言を決めたときの話ですが、当事者の意見を聞きますと。でも私でも、活動を始めて全然聞かない、あまり活動していない人も同じ一当事者なわけです。

私たちは意見がばらばらばらと出て、それぞれ当事者の意見からはこんな意見

が出ました。あとは専門家で決めますみたいにつくり。だから結局、専門性とか当事者性とかは関係なく、みんな当事者は一意見を言う人にしかならないというつくり自体がどうなのかなと。でも、先ほど言ったように、今は県内にはいなくても県外には、それこそLGBTのこと、法のこととかいろいろやっている専門家はいるので、意見を聞くとか、そういうことはできると思うんですよね。だから、専門家が偉いみたいな話になるのもちょっといやらしいんだけど、ある程度目くばせした、学問的トレーニングを受けた人の意見を聞くのも大事なかなという気がします。それでも全部が、みんなが納得するわけではないけれども、そういう何か違う視点からの言葉が必要かなという気がしています。

○司会進行

「当事者参加」と一言でいっても、やはりとても難しいことだとは思うんですけども、砂川さんは当事者でもあり、専門家でもあると認識していますが、そういった中で砂川さんはこれまで行政における宣言や、施策などを提案や助言をするような立場で行政に携わられたことなどはありますか。

○砂川秀樹氏

ないです。私は那覇市にいるときに、当事者団体が集まるヒアリングみたいところで発言したことはありますよ。でも、その当事者、いろんな当事者がいる中の一人として発言するというだけで、ある程度の専門家としての意見を聴取されたことはないです。でも私が使いにくいのは、よく分かるんですよ。だって、私は大学のポジションがないから。行政はポジションが重要だから。でも今、ポジションのある当事者もいっぱいいるから、やはりそういう人に。例えば、どうしても自治体だと自治体に住んでいる人っていうふうになるから選べないんだけど、アドバイザー的にでも聞けばいいんじゃないかなって思うんですよね。その県外の人たちでも。というふうに思います。だから、何段階が必要っていうのかな、そういう気がします。

○司会進行

当事者にヒアリングするにしても、県内だったら県内だけというようなことではなくて、他の地域、県外にも広げてはどうかという提案は重要だと思いました。しかし、先ほど砂川さんがおっしゃった「目くばせできる存在」を探せる人材が行政、役所側にいないのではないかとも思いました。なので、今日のこういった機会などを通じて、関心を持っている市民が得た知識をどういった形で今後、発信できるのかということも問われていると感じました。一方で、沖縄の中でそういう目くばせができる人というのはとても限られているとも思いますので、まずは自治体で砂川さんの講演会を持つといった一歩が必要ではないかと考えます。

■質疑応答 (Q&A)

○司会進行

まず、前泊さんと新垣さんのほうに来ています。前泊さんへ、制服についてです。「どっちでも選べることは前進ですが、制服自体を廃止する、もしくは制服でも私服でもオーケーという発想は、若者から出てこなかったのでしょうか。多様性を認められる社会につながるためにも、どちらかではなく多様な選択があるといいなと考えました」ということですね。まず、前泊さんから伺いしてもよろしいですか。

○前泊美紀氏

仲井真中生の陳情からは、「衣服から自由にすることで」という言葉が使われていて、自由という言葉はありますが、具体的に制服以外のプライベートなファッションを求めことに触れた内容はありませんでした。生徒たちにそのことについて聞いたことはないのですが、議員同士でプライベートの場でですけれども、「制服じゃなくて私服で」ということについて話し合ったことがあります。制服にまつわる様々な課題が想定されますが、私服でもオーケーにすると、家庭の経済状況が反映されやすくなる中でいじめが起きないか、「明日何着ていこうか」と迷うこともあるけれど、制服だと考えずにすむので、制服のメリットもあるなどという話だっと思います。ちなみに、那覇市で制服の選択制を取っている市立中学校は現在、鏡原中学校と神原中学校の2校です。生徒たちの今回の陳情は、市内の中学校一律で制服

選択制を市が決めるという提案でした。以上です。

○司会進行

次に、新垣さんへの質問です。「結論として、若者の政治参加に希望を託されていて、大いに賛同するところです。併せて、ほかにも条例を変えていくためのアクションがあるのではないかと思います。新垣先生のご意見を聞きたいです」というご質問でした。

○新垣 誠氏

もちろんあります。それで、もちろん一つ、一番早いのは議会の構成が変わるということですね。国の基本計画ができた後、各地方自治のいわゆる自治権が盛んになった頃って、色々なところで条例がつくられました。平成10年代ぐらいにつくられた男女共同参画推進条例というのは、この二、三年で大きく改定の時期を迎えています。全国レベルで、いわゆる「男女」しかなかった文言を「全ての人に」とか、あと性の多様性のこともどんどんどんどん入ってきて、条例の改定というのがすごい勢いで行われています。そういう背景もあって、ならば初めからという感じで宜野湾市では性の多様性を含めた条例案を提案しました。今後、時代に合わせて条例というのはもちろん改定していいわけですし、これから機会があればそういう取り組みはやっていく予定です。自分がそのときに、その宜野湾市の委員としているかは分かりませんが、それは幾らでも可能だと思っています。

○司会進行

ありがとうございます。今、若者の政治参加という話もそうなんですが、小中、高校の学校教育の中から主権者教育をどのように培っていくのかということも必要な気が致しました。

○砂川秀樹氏

あと、議会への働きかけについて、先ほど仲井真中の陳情の話があったんですが、陳情と請願の力の違いとかを改めて前泊さんに説明頂いて、みんなに議会にどう働

きかける方法があるのかというのを前泊さんに、例えばどっちを選んだほうがいいのかということも含めて、何か意見を聞けるといいかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○前泊美紀氏

請願と陳情では、市民の意見を議会に届けるということでは同じですが、請願は憲法など法的根拠を持ちよりフォーマルなもの、陳情は任意のものになります。

請願の場合は紹介議員がつきまして、審査される際に、その紹介議員が責任を持って説明をする場面も出てきます。なので、研究者等からは、請願を勧める向きもあるようですが、議会の現場では、どちらかというとな陳情をお勧めしています。というのが、請願の場合、どの議員が紹介議員になっているかで、その判断に感情的な要因が挟まれる可能性がゼロではないという内情があります。ただ、最近是那覇市議会でも請願が少しずつ出てきています。ちなみに、陳情になると議会としての扱いは議会によってさまざま、議会によっては、提出された陳情を審査するかどうかを議会運営委員会で決めるところもあります。那覇市議会では、違法なものや明らかに公序良俗に反するものなど、どうしても受理できないもの以外は、全て常任委員会で審査しています。

陳情の審査方法は、まず、陳情について的那覇市の状況について執行部から説明を受けます。その上で、陳情者から直接お話を聞く機会を設ける、または、現場を調査しに行くということを積極的に行っています。ただ、結論を出すにあたり、採択ならいいのですが、心情として不採択にしばらく、継続審査としているうちに、議会の任期が満了を迎え、審議未了という形で流れてしまうことがあるんですね。それで市民の方からは、「忘れた頃に審議未了という一言だけで切り捨てられてしまう」というお叱りを受けることがあります。他市の議会では、即断即決で結果を出していく議会もあるようです。請願・陳情は、市民からの直接の声、政策提言として真摯に受け止め、議会は責任を持って扱っていく。審査過程も説明しつつ、市政に反映させていくということが重要であると思っています。

○砂川秀樹氏

そういうのを使って、自分たちが市に働きかけをしていくというのは大きなことですね。

○前泊美紀氏

そうですね、議会もどんどん活用していただいて。

○砂川秀樹氏

ありがとうございます。

○司会進行

現在、選択的夫婦別姓に関しても全国的に陳情アクションが拡がっていて、県内でもうるま市議会で陳情が採択されたといった報道などもありました。それも市民の権利として積極的に活用していく必要があるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

もう一つ質問が入ってきています。「LGBTQは、あくまできっかけだと感じています。このきっかけでいじめがなくなったり、LGBTQ国内市場約6兆円を狙うことによって、貧困も解決に向かうのではないのでしょうか。その辺は大きな意味でどう考えていらっしゃるでしょうか」。砂川さん、これについてお伺いしてもよろしいですか。

○砂川秀樹氏

きっかけという意味では、いろんな社会問題は様々なこととつながっているのので、確かにLGBTもそれを入り口として、ほかの問題を考える確かにきっかけとなると思うんですね。いじめとかも、特に学校のいじめの中では男らしさ、女らしさからちょっとはみ出る人がいじめを受けるということもあるし、そのことを入り口として違う人、自分と違うと思う人をどう受け止めるかとか、例えば学校の中だとクラスの中とか。そういうことを考える一つの確かにきっかけになるかなと思います。

「国内市場 6 兆円」というのがいろんな議論もあるところですがけれども、でもそれも、例えばこれまで無視されてきた層とかに注目して新しい仕事を立ち上げるとか、あるいは今までの消費者マーケットのイメージを変えるとか、そういう意味では活性化になるのは確かだと思いますね。これはLGBTQが一つの考えるきっかけ、今までいろんな層がいろんなふうは無視されてきた、ないことにされてきた。それを改めて注目することによって、新しい商品の在り方、サービスの在り方というのを生んでいくという意味では、今はコロナで大変な時期ではありますがけれども、市場をちょっと活性化していく視点を獲得できる、確かにきっかけにはなるかなと思います。

○司会進行

ありがとうございます。そうですね、「国内市場 6 兆円」というこの数字だけが独り歩きしているような気がしていて、それを利用するようなことも何か嫌だと思いつながり、しかし、他方で同性カップルのウエディングとか、そういったことが実現しやすくなっているというところもあるのかなとか、そういったこともとても感じています。このきっかけのお話、前泊さんは何かコメントがありますか。

○前泊美紀氏

マーケットの話が出てきたので、IGLTA（国際ゲイ・レズビアン旅行協会）についてお話しさせてください。私は以前、議会で、IGLTA への那覇市の自治体としての加盟を提言しました。その後、沖縄観光コンベンションビューローが2018年に加盟したので、さらに那覇市にも加盟を求めるかどうかは様子を見ているところです。きっかけは、最初は2015年に奈良市が自治体としては初めてIGLTAに手を挙げたことでした。IGLTAはLGBT ツーリズムの普及のために設立した団体で、現在世界80か国で2,000団体以上のLGBTフレンドリーなホテルや旅行会社が加盟をしているそうです。このマーケットでLGBTの方々が安心して観光を楽しめる施設ですよ、自治体ですよという情報が流通することによって様々な方が沖縄を訪れる。安全安心な観光地としてブランディングされるわけですね。なので、観光地、国際交流都市としての価値も上がるし、経済も回る。質問者がおっしゃっ

ていたように、それで「子どもの貧困」問題等の状況が改善される可能性があると思っています。しかしながら、沖縄観光コンベンションビューローがIGLTAに加盟した、その後の動きがなかなか見えないというのが現状ですので、今後の具体的な取り組みに期待したいところです。

性の多様性を尊重する政策を推進する上で、ここ数年、好機だったのは、人権の観点が重視される東京オリンピックがあったということと、それと、IGLTAの総会を日本で開くという動きがあったことです。少し前の話になりますがけれども、日本でIGLTAのアンバサダーが急に増えて、その取り組みが活発になったということで、日本で総会を開く話が持ち上がったそうです。IGLTAに加盟しているホテルパームロイヤルNAHAの高倉直久さんが熱心に取り組んでいらっしゃいました。

○司会進行

ありがとうございます。やはりLGBTフレンドリーな企業、ホテルパークロイヤルさんとか、JTAさんとか、ピンクドット沖縄さんのイベントでよくスポンサー企業としてお名前をお見かけしますね。

○前泊美紀氏

JAL、ANAも取り組んでいますね。

○司会進行

ピンクドット沖縄のスポンサー企業を知ること、不買運動の逆で、「あつ、この企業のものを使ってみようかな」とか、そういった効果というのは結構あるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

では、次の質問です。「性の多様性のある社会は、その中で多様性を認めない人をどういうふうに捉えていると考えますか。多様性を認めない人を無視せざるを得ないのであれば、矛盾が生まれるのではないかと感じました。お三方のお考えをお聞きしたいです」ということでした。砂川さんからお願いします。

○砂川秀樹氏

よくあるコメントという感じなんですけれども、無視するも何も、これは議論なので、そう考える人は繰り返し「いや、私は多様性を認めません」と言えいいんじゃないでしょうか。しかし、施策としては、例えば性の多様性を尊重するとか認めるとか、性的指向、性自認にかかわらず「差別をしない」というものは、本来それを通すしかないと思うのですよね。そして、「でも私はそうは思いません」と言う人は、「そうは思いません」と言えいいだけで、無視というか、違う方向性なので、「私たちはその社会観はありません」と。「私たちはこの社会観で進めていきますよ」という話で、そうではない社会観でいるならば、そうではない社会観でその人はそこで発言をし、そこで進める。それこそさっきの陣地戦ではないけれども、どちらが最終的に力を得ていくかという話にはなるんですけれども。ただ、多様性を認めないという多様性というのはあり得ないという話がありますよね。つまり、多様性というのは多様性を認める、これを認めませんという人は入れない。入れないというか、何と言うのかな。ちょっと表現が難しいんですが、多様性を認めないというのは多様性ではないということです。そっちにこそ矛盾があるという話になってくるのかなという気がします。

○前泊美紀氏

非常に論の組み方が難しい場面があるんですが、往々にしてその多様性の議論のときに、伝統的家族観を大事にしている方々との対立軸のようなことが語られたり、現場で起こったりします。その際に申し上げているのは、「伝統的な家族観を認める皆さんの価値観も私たちは認めるので、私たちの価値観も認めてよ」ということなんですね。その多様性自体を否定するというのは、砂川さんもおっしゃっていましたがけれども、結局、那覇市や私たちの立場で言うと、これは人権の問題なので人権侵害に当たる可能性がある。ですので、その様々な価値観があっという。それを保障するベースの話。コミュニケーションでお互い理解していくということが私たちにできることの一つだと感じています。

○新垣 誠氏

キーワードは尊重かなと私は思っていて、別に反対意見があるのは構いませんし、認めないのは構いません。砂川さんがおっしゃるとおりだと思います。ただ、前泊さんがおっしゃるように、人権侵害に及ぶのは問題だと思います。だから主張、自分の考えがあり、価値観がありというのはありますけれども、それを人に押しつけないとか、それによって人に危害を加えないとかということかなと思います。だから尊重なので、尊重ということは、「ああ、あなたもそういう考えがあるよね」と。「自分は共感できないし、自分は賛成できないけど、ああ、そうですか」って、「尊重しますよ」というところかなと思います。

単純に多様性という話になると、恐らく私たち一人ひとりが全部様々な多様性の中での何らかのマイノリティに入ると思います。そうやってきた場合に、性の多様性もその一つなんですけど、多様性を認めないということ自体が、もう自分自体も生きづらくなるというか、その社会から自分自身も排除されるようなことに賛同するようなことになってしまうというふうに思います。

○砂川秀樹氏

ちょっと肝心なことを言うのを忘れていました。認める、認めないにかかわらず、今、新垣さんが言いたかったのはそれだと思うんですけど、多様性はもうすでに「ある」ものですよ。そのあるものをどうするかという話なので、認める、認めないではないというのは大前提ですね。あるということが前提だと思います。

○司会進行

そうですね、そこが一番肝心なところですね。多様性はあるんだということからスタートしないといけない。そこで砂川さんがずっとおっしゃっているように、そのあるものに関して、それを議論せざるを得ないということは一体何なのかというところを、私たちは変えていきたいなというふうにとっても思います。ありがとうございます。

那覇市の制服のお話に戻って前泊さんに再度お伺いしたいと思います。「中・高制服どっちでもOK条例」、名前もすぐくキャッチーだなというふうに思ったんで

すが、現在、鏡原中学校と神原中学校、那覇市内ではどちらでも制服がオーケーになっているということで、また女子生徒のスカートが冬は寒いというお話が出ていました。私、ここがとても気になったんですけども、もちろんトランスジェンダーの子どもたちがどちらかの制服を強制されないということはものすごく大事なことであるし、かつ、最近もブラック校則なんかで言われているように、女子学生が寒い中、スカートしかはかせてもらえなくて、またタイツも禁止だとか、そういった中で子宮筋腫や婦人科系の病気にかかってしまう、女性の身体に影響が出てしまうようなことも起こっているということは注視すべきじゃないのかなと思います。これは今に始まったことではありませんが、それと制服の選択制という問題から女性の身体ということについても考える必要があるのかなというふうに思いました。こういった中で、そういった切り口から各中学校の中で制服の選択、自由化というような試みが可能ではないかと思いますが、前泊さん、どのようにお考えですか。

○前泊美紀氏

私たちの学生時代にはありえなかったようなことが議会でも取り上げられて、「下着は白で、制服をめくって先生が下着の色をチェックする」というのはあり得ないと思うほどの校則がある中で、制服の選択制や自由化というのは、それぞれの心と体、体調などに合わせた衣服を身につけられる柔軟な考え方を持つ学校現場になってほしいと思います。

ほかの議員とも話をしたことがあるんですが、女子生徒がズボンをはくというのは、それは制服選択制の中で前提の話のようなんですけれども、男子生徒がスカートをはいてみたいといったときにいじめの対象になったりしないのか。また、制服の形でいうと、仲井真中は女子はセーラー服、男子は学ランですが、選択制になるとブレザーにする流れがあって、少し値段が高くなります。制服のあり方については様々な意見があるようですので、制服選択制を一つのきっかけに真の多様性といえますか、柔軟な形に変わっていけばいいなと思っています。

○司会進行

では、最後の質問となります。「本島だけではなく、宮古島、石垣島などとの連

携状況はどうなっていますか。展望も含めて、皆さんに伺いたいです」ということでした。いかがでしょうか。

○新垣 誠氏

離島でいわゆる男女共同参画行政ではなくて、例えば観光の総合計画策定とか、そういうので関わったことはあるんですが、やはり議員の数、そもそも議会が小さいというのがありますけれども、沖縄は非常に厳しいと思います。沖縄は都市部と地方との格差も非常にあります。このジェンダー平等に関してもそうですし、性の多様性への理解もあると思います。もちろんシマ社会ですので、もっと当事者にとっては厳しい状況があるなというふうに感じます。ている(沖縄県男女共同参画センター)の出席講座とかで離島に行くんですが、もう全く違います。別世界と言ってもいいぐらい、もう全く違います。例えば那覇市と離島もそうですし、また先ほども言いましたが、県内の地方の審議会とか、委員会とかに入っても進捗状況は全然違いますし、厳しいというふうに思いますので、先ほどの話の続きじゃないんですが、本当に県がどこまでリーダーシップを取るのかというところが、まだ自分にも不透明なのでまだ分からないんですけど、やはり都市部に集中した一部の制度にしる、条例にしる、いわゆる問題意識というものを沖縄県内、まずは田舎もそうですが、プラス、海を越えての離島までどうやって広げていくのか。大きな課題だと思います。離島は離島の理論で、そのシステムで動いていますので、男女共同参画行政の取り組みが全くないところもいっぱいありますので、非常に厳しいと思います。

○砂川秀樹氏

レインポーハート Okinawa さんが、よく離島の中学、高校にも講演に行っているので、そういう若い子たち向けの講演もぼちぼちやっている中で、それこそそういう全然違う状況が変わっていくということもあるのかなと。でも確かに、私の両親が宮古島出身で、といっても私は住んでいたことはないんですけども行くことがあって、行くと、確かにここでは、いわゆる LGBTQ が自分がそうだと言っては生きにくいだろうなと感じたりもします。でも、そうやって講演すると情報に触

れる人も増えていくので、いろいろ変わっていくことはあるのかなというふうには思っております。

○前泊美紀氏

それこそ、やはり県に期待したいところですよ。

○司会進行

ありがとうございます。では終わりの時間が近づいてまいりました。皆様に、最後に一言ずつ、今日のコメントをいただきたいと思います。新垣さんからお願いします。

○新垣 誠氏

砂川さんも先ほどおっしゃっていましたが、急に社会が変わることはないというふうに思います。本当にガンジーが言ったような、「よきことはカタツムリの速度で動く」じゃないですけども、一步一步なんだと思います。同時に、この一步一步、その遅いスピードの中で、やはり苦しんでいる人たちがたくさんいることは忘れてはいけないと思います。なので、その一步一步を確実に後退させることなく、確実に一步一步、どうやって踏み出していけるのかなということは、今後も私生活の中、仕事、いわゆる教育現場の中、様々な活動の中で続けていきたいと思います。今後は、砂川さんのアドバイスをいろいろいただきたいなというふうには思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○砂川秀樹氏

できることがあればやっていきたいです。ふと思ったんですが、私が沖縄に戻ったのが2011年なので、ちょうど10年なんですよ。そのときには沖縄で、それこそプライドイベント、LGBTQの人たちの可視化を図るイベントなんかなかったし、多分、ゲイであることをオープンにして市民活動をしている人もいなかった。私が帰ったときから10年の中で、こんなに変わったという思いがすごくあって、もちろん日本全国、世界の変化の中の変化でもあるんだけど、その10年

間の変化の大きさを考えると、いろいろ今日、うるさいことを言いましたが、展望は明るいというふうに思っております。

○前泊美紀氏

宜野湾市の条例の動向は本当に気がかりで、冷や冷やししながら動向を見ておりました。那覇市はレインボー宣言、パートナーシップ制度と来まして、条例制定に向かって動いています。でも、これにはわかにできた話ではなくて、なほ女性センターの長年の積み重ねの結果なんですね。私も学生時代に砂川さんのセミナーをなほ女性センターで受けました。なので、揺るぎないといいますが、中身が伴ってできたからこそものだと思っています。なので、宜野湾市ではその蓄積があったのかどうかということを新垣先生にもお伺いしたかったですけれども、条例制定をめぐるそこら辺の揺らぎというのは、普段、これまで取り組んできたことに大きく関わってくると思います。那覇市は、条例は浦添市に少し先を越されてしまいましたけれども、常にトップを走る気概で、これからも情報を収集して、先生方にもご指導をいただきながら、人権先進都市那覇市を目指して前向きにがんばって参りたいと思っています。今日はありがとうございました。

○司会進行

ありがとうございました。

ではシンポジウムを終了させていただきます。改めて、新垣さん、砂川さん、前泊さんに、皆さんも大きな拍手を心の中でお願いたします。ありがとうございました。

では、最後に私ども当研究所副所長で、本学法学部准教授の清水太郎より、お礼のご挨拶をさせていただきます。

○清水太郎（沖縄法政研究所副所長）

ただいまご紹介いただきました清水でございます。10日前から弊研究所の副所長ということで業務に関らせていただいております。本日は3名のスピーカーの方に、貴重なお話を賜ることができました。また併せまして、お骨折りをいただ

きました手話通訳の方に、研究所を代表して御礼申し上げたいと思います。また、多くの皆様に最後までお付き合いいただきまして、誠にありがとうございました。沖縄法制研究所は、これからも沖縄の身の回りの問題について研究成果を発表していきたいと思います。

それでは本日のシンポジウムは、これをもって終了とさせていただきます。皆様、最後までありがとうございました。